

第36回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成22年6月16日（水）

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 彥	18番	矢 内 作 夫
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	復興担当理事	山 田 聖 一	教 育 長	勝 山 剛
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	企画防災課長	長 尾 富 夫
	税 務 課 長	保 井 正 文	住 民 課 長	谷 口 行 雄
	健康福祉課長	野 村 正 明	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	前 澤 敏 美	建 設 課 長	上 野 耕 作
	上下水道課長	野 村 久 雄	生涯学習課長	福 本 美 昭
	天文台公園長	黒 田 武 彦	上 月 支 所 長	木 村 佳 都 男
	南 光 支 所 長	春 名 満	三日月支所長	廣 瀬 秋 好
	会 計 課 長	新 庄 孝	消 防 長	敏 蔭 将 弘
	教 育 課 長	福 井 泉		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (1名)	健康福祉課長	野 村 正 明		
		午後3時より 退 席		
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 3 1 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。昨日に引き続きまして、早朝よりお揃いで出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

ただ今の出席議員数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日 4 名の傍聴の申し込みがございます。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守いただくようお願いをいたします。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（山田弘治君） 日程第 1 は、昨日に引き続き、一般質問及び答弁を行います。通告に基づき、順次議長より指名をいたします。

まず始めに、8 番、笹田鈴香君。

〔 8 番 笹田鈴香君 登壇 〕

8 番（笹田鈴香君） おはようございます。8 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、3 点の質問をいたします。

まず、1 点目は、仁方のほ場整備の換地に関する裁判結果の責任を、どのように考えておられるのか、お尋ねします。

江川地区仁方のほ場整備事業は、1993 年、平成 5 年に事業認可があり、2000 年 6 月 30 日に、全ての工事は、完了しました。しかし、この事業には、多くの問題がありました。まず 1 つは、ほ場整備組合の組合長が同事業の請負業者であり、議員でもあり、議員になる前は、自治会長でもあったわけです。

そして、2 つ目は、工期が、度々遅れ、それが原因で田植えのために注文していた苗を減らした農家さえあります。

3 つ目は、町職員が組合の役員でもありました。これらの問題について、佐用町は、事業者としての業者指導すべき、職員も担当を外すべきだなどと、私どもは、指摘をして参りました。

その後、02 年に一時利用地変更指定があり、翌年組合員から一時利用地変更指定処分の取消について神戸地裁に提訴。そして 07 年 11 月 16 日、町は、この裁判に負けました。町は、これを不服として、11 月 28 日、大阪高裁に控訴。08 年 2 月 19 日敗訴。ところが、2 回も敗訴したにもかかわらず、町は、最高裁に控訴しました。その結果が、今年、3 月 16 日、東京高裁は、上告を却下しました。町は、全面的に敗訴したわけです。町が、控訴するたびに、町民の税金を無駄に使うなと指摘してきましたが、聞く耳は持ってもらえませんでした。今までに、弁護士費用など、約 300 万円も使っています。登記が済むまでの期間が長く、250 万円の工事費に、約 70 万円の利子を払ったという人さえあります。

全員協議会で、裁判に負けたことは、報告されましたが、この場で町長の見解をお伺いします。

1、最高裁が上告を却下しましたが、以下4点が、裁判訴訟の請求の理由です。それらについて、確定後の見解をお尋ねします。

- 1、一時利用指定変更処分には、形式的な瑕疵がある。
- 2、本件処分は、恣意的に特定の者の利益のために行なわれたこと。
- 3、原告に対する一時利用地指定処分以外にも違法な指定処分がなされていること。
- 4、農地設計基準に違反した分割田及び不利益変更がなされたこと。

次に2点目として、経過から問題点を問います。

まず、1、業者の指名。

2、工期の遅れ。

3、大阪高裁で係争中の平成18年12月、一審で違法と判決がでた、その変更内容をそのまま登記したこと。

4、町民の税金を弁護士、裁判費用、旅費などに使っているが、町民には、どのように説明をされるのか。

5、今後、町は、どう責任をとるのか町長の見解を伺います。

次に、大きな2点目は、獣害対策の強化を求めて質問いたします。昨日も、他の議員からも出ておりましたが、私も重なる部分もあるかもしれませんが、質問をします。

鳥獣被害はますます増え、農家だけでなく、非農家の人も頭を痛めています。特に、昨年の災害で、山が崩壊したり、田畑の耕作ができない上に、獣害防止柵が壊れたせいもあって、被害は増加し、費用の面でも地元負担が大変です。田畑だけでなく、ある牧場では、イノシシがシャッターを開けて中に入り、中に置いている飼料を荒らすという事態も起きております。人間までも、被害がおきかねません。そこでお尋ねします。

1、鳥獣害特措法を受けて、佐用町も被害防止計画をされましたが、その現状、そして問題点と課題は何でしょうか。

その中で、おり・わなの取得者は何人でしょうか。農地を守るためにも、年中、おり・わなが使えるよう県に要望すべきです。

次に2点目は、猟友会への駆除に対する補助金は、今、1頭1万円ですが、せめて3万円に引き上げるべきだと思います。

昨年の災害で獣害防止柵が被害を受けました。獣害防止柵も国庫補助の対象となるよう、暫定法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律と言いますが、その改正を国に要望するべきだということを求めます。

そして、最後の質問に入ります。農業災害は、本当に甚大で、水路等を優先的に工事を進めています。工事はどうなるのか。今後の後継者のことなど考えると、お金を掛けてまでできない。農業を続けたいが、家屋などが被災して、生活再建の方が大変で、農地災害の負担までできないと悩んでいる農家もあります。今後の工事の見通しと地元負担の軽減を求めて質問をいたします。

1、100メートル以内、佐用町の場合は150メートルですが、その以内の崩壊などは2箇所以上でも1工事とされるわけですが、しかし、同一農家が複数の農地の被害を受けた場合は、1工事ずつになるので、大変な負担がかかります。復旧工事業を、この際、合算することを検討してはどうでしょうか。

2、再度災害防止のためにも、復旧工事は、抜本的な改良工事にすべきだと思います。

5月23日、大雨が降りまして、佐用町の方でも対策本部をつくとか、また、設置されたり、それから、姫新線の上月・姫路間もストップしました。そういったことで、たくさん雨の被害を更に大きくした所があります。農家にとって益々心配なことです。

そこで1、査定済みの分は、今回の復旧工事との関連で、どうなるでしょうか。

また、2、町単分については、どうなりますか。

3、査定漏れの分については、どうなりますか。

昨年の復旧工事の申請も 23 年度まで受付中であり、同じ扱いにしてはいかがでしょうか。

以上、明快なる町長の答弁をお願いいたしまして、この場での質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、庵逄典章君。答弁。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） 改めまして、おはようございます。どうも、早朝から、ご苦労様です。

今日も、5名の議員の皆様方から、一般質問の通告をいただいております。

順次、また、それぞれお答えをさせていただきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、笹田議員から、3件のご質問を受けておりますので、お答えをさせていただきます。

最初に、仁方ほ場整備の換地に関する裁判結果の責任ということについてのご質問でございますが、仁方ほ場整備の換地につきましては、地区全体の面工事、確定測量も終了したため、換地計画を策定するにあたり、当該換地が法に定める照応の原則等、条件を総合的に勘案して地区役員会で協議し、作成された上で、換地計画を定め権利者会議の承認を得ました。その結果、原告に対する換地において一部、位置の変更が生じたため、換地処分を進める上で、その土地の一時利用地指定変更処分を行ったことに対して、取り消しを求めて提訴されたもので、取り消し請求の理由として、ご指摘の4項目があります。

神戸地裁及び大阪高裁においても、一時利用地指定変更処分が土地改良法に基づくものであり、また、請求の理由にはあたらないとして、その適法性と換地処分の法的根拠等、主張、立証をしてきましたが、判決内容は、町の主張も一部認めながらも取り消しを容認する判断でありました。

町といたしましては、土地改良法に定める一時利用地指定と換地処分の法的根拠の違い、換地処分の照応の原則、権利者会議の重要性、換地計画原案の解釈の誤り等を再度審理していただくことが必要と考え、上告をいたしました。しかし、最高裁で、再度審理していただくことなく上告が棄却され、上告審として受理しないと決定がなされましたことは、残念でありました。

今回のような訴訟については、審理に時間を要するため、訴外組合員に不利益が生ずる恐れがあり、土地改良法に基づき換地計画の認可を受け、処分手続きをいたしました。また、町が事業主体となる案件についての訴訟になりますと、専門的知識を有する、しかるべき弁護士に委任し、対応することが適切であったというふうに考えております。

今後、町といたしましても、今回の決定を素直に受け止め、大阪高裁の判決の主旨を尊重し、原告の換地処分を再度見直し、是正に向け、取り組んでいくことにより、事業主体としての責任を果たしていきたいというふうに考えております。

また、仁方地区の工事等において、当時、田植え等が遅れた事案はありましたが、事務的には繰越等の手続きをとり、業者選定においても指名競争入札に付し、実施をして参りましたので、適切であったというふうに考えております。

次に、大項目2番目の、獣害対策の強化についてのご質問でございますが、本町においては、特にシカの個体数増加による農林業被害や森林の下層植生の食害が深刻化している状況であり、生態系や自然災害への影響も懸念しており、また、自動車との接触事故など

も増加して、人身被害も懸念されているところでございます。生活様式の変化等により、里山の利活用が減少し、野生動物の生息エリアが拡大し、更に、高齢化や過疎化による農地の耕作放棄が進み、野生動物の活動範囲も広がっております。

これからの課題として、水稻収穫後のひこばえや真冬の緑草帯など、シカのえさが、集落内に豊富に存在する農作業体系や生活習慣の改善、整備された防護柵の適切な維持管理、捕獲体制の住民と猟友会との連携等、対策協議会で議論をしていただき、より一層の取り組みを強めていきたいというふうに考えております。

わなの取得者は現在 74 名と確認しておりますが、使用については規定等を遵守し、有害鳥獣捕獲許可を受ければ捕獲活動が出来ます。

捕獲活動に対する支援についてでございますが、活動内容により、これから協議会等で議論をされるところでありますが、町といたしましては、まず県に対して活動内容に即した財政的な支援を要望していきたいというふうに考えております。

被害を受けた防護柵の災害対応についてでございますが、国庫災害復旧の対象とできる施設は、暫定法で定められた工種のみとなります。防止柵は、農作物の被害を防止するための施設であり、農地を守るための施設でありませんので、これらが単独で被災した場合は、対象となりませんが、復旧工種と相当関連のある付帯施設と位置づけられるものであれば申請することができますので、暫定法の改正要望をする考えは持ち合わせていませんが、現地の状況により判断されますので、申請時に充分検討する必要があるというふうに考えております。

最後に、農地災害の復旧工事の見通しと地元負担軽減についてのご質問であります。農業災害の復旧については、用排水の確保や農道、人家裏の農地を優先し、工事発注を行っていますが、発注までの事務手続きに時間を要するため、6 月末で、43 パーセントの執行となる予定でございます。引き続き、早期復旧に向けて、全力を挙げて取り組んで参ります。

地元負担金については、3 月の定例会で報告させていただいたように、この度の 21 年度災害については、多くの農家にとっても多大な被災を受け、耕作放棄地の増大を防止する観点から、補助率を上乗せをさせていただいたところであります。

農林施設等の設置、維持管理は、管理者が責任とその負担を負うべきものであります。農林業の維持を図り、併せて、その経営の安定に寄与する目的で、高補助率で対応をいたしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

復旧工法についても、以前から何度となくご質問を受け、お答えをさせていただいてきましたが、特別事由と認められる以外は、原則、現状の機能を回復する復旧が基本であり、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

また、5 月 23 日の、先般、5 月 23 日の雨でございますが、降雨量が規定に達せず、災害申請には該当いたしません。従って、現在、復旧を進めている 21 年度災害に該当する箇所については、現地を確認し、対応することといたしており、それ以外の箇所については、通常の補助要綱に照らして対応させていただきます。

以上、簡単でございますが、笹田議員のご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田鈴香君。

8 番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

この仁方のほ場整備は、本当にもう、その地域の人だけでなく、また関連する人だけでなく、議会の面から見しても、本当に長引いた問題ではありましたが、今回、3回目の裁判に負けたということで、5月23日付けの朝日新聞に、こうして大きく、佐用町が全面敗訴ということで、報道されました。そのことによって、たくさんの方というか、関係した人が、この中身を知らなかった。関係しながら知らなかったという方もありますので、この度、私が、質問をさせていただきます。

それで、今までにも、よく言われたことなんです、答弁されたことなんです、結局、権利者会議というんですか、地権者会議の時に、多数の、3分の2以上の賛成があったからということ、よく言われるんですが、賛成が多ければ、それを絶対尊重すると。そういった意味で、町長は言われると思うんですが、やはり違法なものであるということが、分かれば、それを説明するのが事業主である、町の責任、町の役目だと思うんですが、その点、町長は、どのようにお考えですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） こういう、地元の皆さんが、参加をしてですね、地域全体の事業を行っていかれる中で、いろんなことを決めていかなきゃいけない。それについては、やはり、そこに参加された地元の権利者会議、地権者会議というものがですね、最終的な決定をいただいて、その決定を元に、町としては、その事業を、手続きを進めて行くという、これはもう、こういう形じゃないとですね、事業は進めることはできません。

しかし、そこに違法性があればですね、当然、違法なことはできませんし、町としても、それを指導していかなきゃいけない責任はございます。

ですから、この度の手続きについて、その当時、違法性というものは、私は、ないと。手続きは、ちゃんと、適法な元に、きちっと手続きを踏んだ上で、この事業を進めて参りましたので。ただ、その内容が、最終的に、この訴訟された上で、中で、その換地処分を取り消すという判断が、元に戻せという判断がされたということでありまして、違法であったという判断ではないというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） この、最初に、原告が、原告がっていうか、最初に、組合員の方から、提訴をされたわけなんです、それに対しての、神戸地裁、そして大阪高裁、また最終的には、最高裁も同じなんですけども、その中で、この請求の理由の中でですね、形式的な瑕疵があるということで、請求されているんですけども、まず、これ、分割のこともあるんですが、分割するに当たって、分け方ですね、それを、一般的なほ場整備をした人は、だいたい分かると思うんですけども、横に分けるということが、ほとんどないそうなんです、そして、ほ場整備というのは、やはり合理的に、今まで作りにくかったのを、作りやすくするためのほ場整備ですから、土地改良するわけですから、その分割することによって、耕作できない、田んぼに機械が入らないような所も生まれているんですが、そのへんは、どうでしょうかね。

まず、ちょっと、役場の方からも資料もらったんですけども、それをちょっと、拡大し

てみたんですが、この結局、最初、2つもらっていた人が、ここを分割されたいということなんですが、そのために、こちらの、この、図面で見ると、左側に、ここに57平米という小さな部分ができているんですが、これを耕作することが、もう不可能に近い状態で、今、されてないんですが、なぜかと言うと、ここがもし、畦で区切ってなければできないことはないんですが、ここを畦で区切ってあるために、本当に、こういう変な、変形な小さな土地が出ているんですが、これらは違法じゃないと思われませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 判決は、違法じゃなくって、原告に対して不利益であるということ、その原告の主張が認められた判決になっております。

そういう、その、分割をしたことについて、これについては、違法ということではないと思います。

ただ、今、お示しのですね、その最終的に出来上がった図面。これは、経過というものをね、全く、そのなしに、最終図面で、今、お話されているんですけども、ここを、そういうふうな分割をされたという経過というものをですね、やはり、もう一度、その最初から、見ていただいて、その分割をした理由というものがあったということについて、私は、説明をさしていただきたいと思うんです。

最初の、ほ場整備の計画をされた段階ではですね、そのような土地、形になるような設計ではなかったということです。ただ、現地ではですね、実際に工事をされる中で、どうしても、その地形的に、計画どおりの工事が、施工ができないということで、一部、畑ができたりですね、土地を小さくしなければならないというような、そういう、その、実際に、状況が生まれたわけですね。そのことによって、最初の一時、換地、利用地指定をしたことが、に対して、その、それぞれ当初の計画どおりできておれば、それで良かったんですけども、工事が変わりましたので、現状が、そのことに対して、その中で、再度、それぞれの地権者、耕作者、関係者の調整をされた。その調整する中で、そういう分割をして、調整をされたという経過があるわけです。

ですから、最初から、そういうふうな分割をしなければならないというような状況が、考えたわけではなくって、地形的に、そういう工事が、やむを得ず、そういう施工に、現状、完成して、そういう田んぼになっていったということ、そのことが前提にあります。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） まあ、後でっていうことは、結局、それに対して、訴訟、提訴されたわけですから、まあ、違法という言葉が悪いのであれば、片方の人に不利益を与えたということで、判決文には、そう書かれてますけども。

それと、一審で、それからね、町長が、町長がと言うか町側ですけども、この判決の中で、一審では、1枚田を2つ隣接して配分を受ける資格があったと認めていらっしゃるんですが、二審では標準値の地籍換算という、新たな計算方式を持ち出されているわけですが、そして、隣接した田んぼを受け取る資格がなかったということを主張されているんですが、その件に関してはどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この件ですね、そういうふうに、いろいろな経過があって、最終的に、原告に不利益があって、それについては、その処分を取り消すという判決が出ておりますのでね、ですから、それが、その判決出る前だったら、この町として、また、権利者会議としての、やっぱし手続き、これは適正に、その手続きを踏んできたんだ。やってきたということについて、いくらでも、私も主張しなければならないんですけども、そういう、その、もう判決が出た以上はですね、その判決に沿って、今度、どのように解決していくかということになっていきますのでね、それをもう一度、どうであった、こうであったということを、繰り返して、私の方で主張することは、これはもう控えたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それでは、今回の、この結果を受けてですね、今までは、その地権者と相談しながらとか、よく言われますけれども、今回の、この結果は、じゃあ地元、どのように説明、もうされましたか。

〔町長 挙手〕

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長、言いますか。

町長（庵逄典章君） ちょっと、ほなら。

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 3月ですね、16日の結果を受けてですね、いろいろと県ともですね、連合会とも、われわれ、相談をするところですけども、相談をして、適切に対応しなければならないということですね、はや3度ほどですね、協議会を開かせていただいて、対応をさせていただいております。

今後、原告とですね、当時の訴外関係人等にですね、最高裁判所の決定に基づいた通知、今後まあ、これから是正するためにですね、町として、努力をするという内容のですね、決定の通知は、文書は、また出させていただいております。

今後、そういう、今、町長が話されましたようにですね、町として、今回の内容をですね、尊重をして、是正するよう、地元、当然、町だけでですね、職権でできる問題ではありませんので、手続きも要りますので、地元の役員会なり、権利者、また、関係機関とも相談してですね、是正に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） まあ、是正に向けてということで、前向きで、これはいいんですが、しかし、今までの経過をぶり返すことは駄目なんかかもしれませんが、しかし、今回、特に、こういった他では見られないような、町が負けるという、特に、そのほ場整備で負けるというようなことなので、私は、特に指摘をしておきたいんですが、それでは、まあ地権者、権利者会議とか、関係者とか、いろいろ話されると、これからは、言われているので、それを信じたいと思いますが、今までに、それじゃあ、問題点として、この質問で取り上げております業者の指名ですが、この業者の指名については、きちっとしたことをしているということですが、1998 年の 12 月の 18 日ですね、共産党としても、要請しているんですが、そのへん、指導をせよということで、また、指導に従わなければ、指名を外せとまで要請しておりますが、しかし、5 回工事をされて、5 回とも、この業者が指名をされて受けられているわけですが、そのへんは、全く、町に落ち度はなかったと思われませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、これは町の指名委員会を通して、決定をしてですね、指名競争入札に付している、そこで、その予定価格内での決定をして、発注しておりますから、そういう意味では、何ら、適正にやってきたということであります。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 適正だったと言われれば、結果的に、そうなるんかもしれませんが、その中の、その入札の中でもですね、2 回落札して、結局それが、うまくいかず、随意契約しているというのもあるんですけど、そのへんは、どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それぞれ、町としては、そういう、その工事の契約手続き、町の条例に則って行っているということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） じゃあ、次の、その工期の遅れなんですが、その工期の遅れについては、指導はされたとは思いますが、町が、その遅れを指導する場合ですね、どのような

方法でされたのか、そのへんもお尋ねします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 町長。

町長（庵逄典章君） 非常に、もう大分、時間も経っておりますけれども、当然、町としては、現状を、工事を、監督が見ながらですね、その工期、そして、その工事の出来上がり、そういうものの内容を、十分、それぞれ現地での指導も行っていると思いますし、その工期に、もし、いろんな問題が、工事の中では、生まれてまいりますから、それは、その都度、工期の変更も含めて、それは、きちっと手続きを踏みながらやってきたというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それとね、結局、神戸の地裁で負けて、今度は、町が、反対に控訴をしたわけなんですけども、違法と判決が、この出たわけですね。違法と言うと、また言葉にあれがあるかもしれませんが、でも現実には、違法ということで、なってますので、この、これに対してですね、大阪高裁に控訴されたわけですが、控訴中に、登記をされてますが、それは、その理由はなぜでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 大阪高裁のですね、審理中に、平成 18 年に換地処分ですね、手続きをしました。

で、あの、町長の答弁でもありましたようにですね、11 年に面的工事が終わって、12 年に換地のですね、計画を立てております。それから以後ですね、はやもう数年も経過をしてですね、組合員もたくさんおりますから、その組合員のですね、不利益につながる可能性も、恐れもあるということでですね、換地処分については、上級機関、県とも相談をしながらですね、町が申請するわけですから、権利者会議の、土地改良法に基づく、3 分の 2 以上でですね、権利者会議も成立をしておりますので、それに基づいて、換地処分をさせていただいて、そういう組合員のですね、利害等もですね、守っていったということでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） しかし、もうあの、ということは、利害関係と言われるんですけども、結局、最終的には、組合の人やら、それから佐用町、町民全体にも、結局、町民の税金を使っているわけですから、不利益を被っているわけです。町民もね。

で、そういった中で、そのまず、違法だった判決が出ているんですから、それで、戦おうと思って、控訴されているのに、登記をするっていうことは、裁判の必要はないわけじゃないですか。そのへんは、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 違法ではない。町の方がですね、違法と言いますか、そういう不公平がない。公平に、照応の原則に基づいて手続きをしているということで、神戸地裁にですね、そういうことを主張してきました。

当然、その神戸地裁でですね、その主張がですね、認められなかったということでですね、再度、そういうことは、きちっとですね、審理をしていただきたいということでですね、大阪高裁の方に、控訴をさせていただきました。

それから、換地処分をする現時点においてもですね、町は、事業主体としてですね、手続きを取ったことはですね、そういうのは、違法ではない。正しいやり方であったということを、当然、主張して続けておりますので、そういう、神戸地裁で、そういう敗訴をしましたけれども、大阪高裁で、再度審理をしていただいてですね、適正に、審理をしていただきたいという思いでですね、まあ、審理を、控訴をして審理をしていただいたということで、そこには、矛盾はないと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） しかし、その判決文の、その議事録っていうんか、いろいろあるんですけども、その中には、照応の原則に適合させるという限度を逸脱しているとあるんですけど、そのへんに対しては、どう思われますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） それはですね、審理係争中のですね、神戸地裁なりの判断でありますので、町としてはですね、それは、違いますよという主張をですね、していることですから、それは、今で言えばですね、経過、途中の審理経過の中での、神戸地裁、また、大阪高裁でのですね、判断ということでありますので、そういう経過の中では、町の主張がですね、やっぱり認めていただくように、町も主張なり立証はしてきましたので、その経過の中でありますので、その途中では、そういうことは考えておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） もう1つ、ちょっと、そのことで聞きたいんですけど、結局、これ

は、私の考えすぎかもしれませんが、結局、登記をして、その登記が出来上がれば、既成事実ができますね。で、そうすることによって、他の人とかが文句を言わないと、そう思ったことはありませんか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） こういう事業はですね、そういう邪推とかですね、そういう小細工とかですね、そういうものは、できません。多くの組合員がですね、公平、平等にですね、事業を進めていくというのが趣旨ですから、そういうことはですね、毛頭ございません。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それと、先ほど、この3回負けたと言いましたが、結局、これは、佐用町は、ほ場整備に関して、3回ではなくって、その前にも1つ、一時利用地の関係で、裁判を起こされて、提訴されて、佐用町は、損害賠償も払っているんですが、そのような、もう結局は、最終的には、4回もしてますね。それで、金銭的に片付いたものは、もう本当に早く終わっているんですが、今回は、なぜ、そのように、何度も何度もされるのか。地権者会議、権利者会議ですか、そういうので、3分の2以上あったというのを尊重されるんは、それは、いいと思うんですが、しかし、尊重をしても、もし、その人達も、一生懸命、あの方がいいんじゃないかということを考えて、地権者の方、権利者の方、されてると思うんですけども、しかし、やっぱり、そういったことを慣れてませんわね。で、専門的な知識を、失礼な言い方になるかもしれませんが、皆が知っているというわけじゃないわけで、やはり、そういうことに、こう、変更したいということが出てきても、それを、中身を説明して、そして、事業の内容、そして、こういうことが出てますよということで、その内容説明をして、これは、裁判所でも、こういう判決が出ているんだからということで、自分たちも、町側もよく、もっともっと調べて、止めた方がいいんじゃないかという、そういう説明をね、なぜされなかったのかと。

まあ、正しいと思われてるからされているわけですけども、そのへんは、やっぱり、そういう、事業主ですから、責任者としての、役目はもっと、果たしてもらわないと、これからも、こういうことがあったら困るので、そのへんは、どのようにお考えですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 基本的な話ですけどね、こういう事業をやる上ではですね、当然、皆さんの意見を聞きながらですね、また、それで、事業として成り立つものについては、やっていく。できないものには、できないという指導をするのは、当然、事業主体としての責務であります。

そういう中で、協議をしてですね、説明をしてやってきた中でですね、仮に何人かの反

対者がおられてもですね、それが全体的に、事業を進める上でですね、良とすればですね、話し合いでもって進めていく。その中で、例えば異議を唱える方がですね、それは、どうしても納得がいけないということになればですね、やはり、今の社会ではですね、法的に訴える措置ができますので、そういうことをして、されるという方もあろうかと思ひますし、まあ、事業によってはですね、そういうことをしなくてですね、理解をしていただくということもあろうかと思ひます。まあ、流れとしてはですね、そういう形で来てます。

で、今回の仁方の件に関してもですね、平成5年から長い期間、事業をやっております。当然、その時に、並行してですね、他の地区も、同じようにですね、ほ場整備事業をやっております。そういう中で、町としてはですね、同じように、地元にも説明をしながらですね、役員会でもはかり、また、地元にも説明しながらですね、当然、その事業は進めております。そういう中でですね、いろいろ議論があつてですね、まあ、個人の理解が得られないということもあろうかと思ひますけれども、最終的にはですね、そういう話し合いでもって解決をしていくということがですね、この事業を進める上でのことです。

ただ、そういう形でですね、法的に、そういう形、今回のように法的にですね、提訴されればですね、それをもって、事業主体としてのですね、主張は、やっぱり当然、していかなければならないというふうに考えておりますので、今日に至ったわけですが、最終的には、まあ、最高裁で、受理をされませんでしたので、大阪高裁の判決をですね、尊重して対応していくという以外ないというふうに思ひます。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） これが3月16日に判決が下つたものですが、今の感じでは、ちゃんとするということが、これから、向かい合っていくこと、いろいろ話し合っていくということですが、もう1つ聞きたいんですけど、この判決ですね、その判決について、先ほどまあ、1回聞いておりますけど、もう1回聞きたいんですけど、他の組合員の方には、どのようにして知らされるのか、報告されるのか。権利者とか関係者だけじゃなくて、関係者というと、全員組合員になると思うんですが、そのへんは、どのような方法でされるか、ちょっと、それが聞きたいんですけど。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） これから、またですね、役員会とも、当時の役員さんですね、も、相談をしながらですね、まあ、進めていきたいと思ひます。

また、当然、これは是正するについてはですね、変更の権利者会議ということもですね、手続き上、必要になってきますので、今度、変更の権利者会議がですね、何人の方が、関係者になるのかというのですね、これは法的にも、調べてですね、それによって組合員、関係者を確定して、説明していくという手続きになろうかと思ひます。

まあ、そのことを、必要な時ごとにですね、当然、中身に深く、ああこうだ、今まで、主張、お互いがですね、原告と、町が当時被告だったんですけど、その主張をですね、中身の主張を論ずるということはないと思ひます。

経過と、あれを説明してですね、まあ権利、新しい権利者のですね、ご理解を求めたい

う以外はですね、ないと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） それとですね、金額的なことになりますが、こないだの報告では、約 300 万に、はっきり見ると、280 何万だと思うんですが、約 300 万という弁護士費用とか、それに旅費に、町費を使ったわけですが、これから、この、最初の大阪高裁も、それから、この最高裁も、もう 1 つ、神戸の地裁も、全て、負けた方が裁判費用を払うということなんですが、この裁判費用なんかは、本当に、全然関係のない町民ですね。ほ場整備に関係ない人も、税金として払うわけですから、そのへん町民に対する説明は、どのようにされますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、今、仁方のほ場整備ということについてね、この費用が掛かったということでもありますけども、この事業についても、町全体の、行政として、町としての仕事を行っているわけです。ですから、それは、その当然、裁判というようなことはね、こういうことが、できるだけないようにやっていかなきゃいけませんけども、しかし、実際に、いろんな仕事していく上で、特に、町が、行政を進めていく上でですね、まあ、こういう訴え、訴訟を受けることもありますし、こちらが訴えなきゃいけないこともあります。

だから、そういう中での、これは行政としての必要経費ですから、それは、町として、決して、無駄なお金を使ったということではないというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） じゃあ、必要経費なので、無駄なお金を使ったのではないというのが、町長の、気持ちじゃなくて、ですね。はい、それを確認をいたします。

で、これからも、本当に、そういうことがあっては、困るわけなんですけど、これから、また、ほ場整備、あちこちで復旧工事等含めてしますので、是非、こういうことがないように、是非していただきたいと思ひまして、次の質問に入ります。

次は、獣害対策の強化を求めてということなんですが、昨日も、いろいろ質問が出たわけなんですけども、先ほど、わなを持っているのは、74 人と言われたわけですが、この、今回の特措法で、対策協議会を作られたわけですが、その中には、こういったわなの、おり、わなの免許を持った方ばかりなのか、それとも、普通の人も入られているのか、まず、その点をお尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 対策協議会はですね、町長以下、各自治会の代表者、それから、猟友会、関係機関の方で対策協議会を組織しております。

で、わなを持っている方についてはですね、まあ猟友会の会員さん、それから、であります。

そういう中でですね、対策協議会の中の、猟友会の入っている方は、持っておられますけれども、対策協議会自体にはですね、入っておられない一般の猟友会の会員さんもいらっしゃいますので、そういうふうに、ちょっと理解をしていただければいいんじゃないかなと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） 分かりました。

それで、今、何人ぐらいおられますかね。

それと、これで聞いているんですが、まあ、これからということなんですが、問題点とか、課題は、その協議会の中で、出ているかどうか。出ていけば、どういうものが問題点なのか、お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 対策協議会はですね、昨年6月に設立させていただいてですね、まあ、調整をやったんですけども、町長の答弁でもありましたように、昨年8月9日のですね、水害が起きて、その協議会がですね、開けなかった。進めなかったという理由でですね、まあ、今年からですね、改めて、協議会をですね、立ち上げて、いろんな問題についてですね、議論をしていきたいというふうに思っております。

まあ、現実にはですね、シカ等の駆除について、獣害のですね、駆除等については、猟友会に委託をしているような状況です。

しかし、猟友会だけでですね、委託をして獲って欲しいと言ってもですね、猟友会も、現実高齢化になっている問題もあります。そういう中でですね、まあ、一向に減らないということですから、まあそれ、猟友会だけでですね、お願いするのではなく、やはり住民もですね、協力をしていかなければならない。側面的にですね、協力をしていかなければならない。当然、行政もそうですけども。そういうことを含めてですね、どのような方法がですね、効果的なのか。

昨日も、ちょっとお話ししましたが、これだけやったら、絶対なくなるんだということはありません。だから、いろんなことを駆使しながらですね、いろんな方面から考えてですね、獣害の被害を少しでも防止していく、絶滅していくことを目的にこう、取り組んでいきたいというふうに思います。

だから、課題と言えばですね、町長のお話もありましたように、減らしていくということもあるんですけども、後、これから、それを、どのようにしていくかということをしてですね、いろいろ議論をしていきたいと思います。まあ、いろんな方法がですね、アイディ

アが浮かべば、実行できるものはですね、実行していきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 課題で、その今、どうしていくかということなんですが、今までにも、いろんな方法、まあ昨日もそうですけど、いろんな方法をね、議員も、他の議員も言われたと思うんですけども、その中で、私も、今までにも言って来たんですけども、猟期外に、猟友会に入らなくても、入っている人も使えないそうですが、猟期外も、その、おり・わなが使えるようにしてもらえば、まあ危険ということもありますけども、やはり、農地を守るという、自分とこの、せめて田んぼの近くでは使えると。そういったようなことを考えていただきたいんです。それと、ということは、年中使えるということね。それを、お尋ねします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） わなについてはですね、獣害の区間、まあ、そういうの使えます。ただ、安全のこともありますし、勿論、その免許をですね、持っていただかなければならない。もし、何かがあった時に、保険等のことがありますのでですね、そういう猟友会は、保険に、猟友会員は、保険に入っておられますので、そういうことを考えてですね、それと、わなにおいてもですね、どこでも、ここでもするというわけに、自分とこの屋敷だから、わが勝手にするというわけにはいかないということがあります。

そういうことを全体に考えて、わなの導入。または、昨日も話しました、大型の捕獲のこともですね、導入のこともですね、協議会で議論をしてですね、どのような形をとればですね、少しでも、そういう被害防止、絶滅につながっていくかということを議論させていただきたい。協議を、これからもさせていただきたいということをお話しているんです。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 前に、広報にも書かれていたと思うんですが、これからは、益々これ、増えているわけですから、やはり、そのわな、どうしていくかということについて、今、言いましたけども、まず、免許のね、資格を取るのに、いつあるかということも知らない人があると思うんですけど。講習とか。そういう啓蒙ですね。そういうことをされるのかどうか。これからは、それと、保険の関係もありますし、勿論、保険も、わなだけだったら、3,000 円で加入することもできますし、それから、今回も、7 月の 27 日に講習があります。テクノの方で。だから、そういった情報も、やっぱり対策協議会の中で、考えるにしても、早く住民に発信しないことには、ほとんどの人が知らないと思うんですよ。減らす、減らすばかり言っても、考える、考える言うてる間に、もう関係なしに、シカの頭数は増えてきますから、やはり、早急に、そういうことをしていただきたいんですが、そ

のへんは、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 狩猟免許の期間ですね、まあ、猟友会の方からですね、猟友会を通じて流されていると思います。

町の方もですね、そういう通知は来ればですね、広報等を通じて、広く町民にですね、お知らせはしております。

それと、問い合わせ等がありますので、問い合わせについてはですね、こういう期間にありますよ。それで、今年も何件かありましたけども、その期間、通知が来る以前にですね、そういうご要望がありましたので、その方の住所と氏名、連絡先を聞いてですね、そういう通知が来たら、こういう通知が来ましたのでというお知らせをしております。

まあ、できる範囲、できる対応をですね、させていただいておるつもりですけども、まあ、これから、先ほど今、言われましたように、協議会でも周知の仕方とかね、そういうことも含めて、協議をしていけたらなというふうには思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 是非、してください。

それと、昨日の、課長の答弁の中にも、いろいろお話出てましたけども、シカは1万頭増で、3万頭を今度目標にということで、減らすということ、兵庫県が力を入れておりますけども、その中で、報奨金ですね、それを全体で言うと、4,000 頭分に、報奨金を支給するとかいうことも出ているんですが、その点。

それと、わなを整備して、市町へ貸与するとか。それから、捕獲に必要な経費の一部を助成するということになってますが、そのへんはもう、今回の予算に、こういったものは入っているかどうか、お願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 報奨の関係ですけども、昨日もちょっと、お話しましたように、本、22 年度からですね、制度が拡充された制度です。この報奨 2,500 円のことだと思えますけれども、2,500 円についてはですね、従来の2万頭から3万頭に計画をしておりますので、その従来、その増えた分ですね、従来の分は、今までどおり。従来から増えた分について、2,500 円の報奨を出しましょうという制度ですので、従来の分から含めてね、1 頭から出すというものではありませんので、それは、昨日もお話させていただいたように、今、獣害駆除の中でですね、対応をしておりますので、中々、それ以上に、ドンドン獲るというのは、難しいかも分かりませんが、そういう制度がある。

で、そういう予算はですね、この5月にですね、県からの説明があってですね、ありましたので、当然、当初予算にはですね、そういうものは、今のところは組んでおりません。

当然、間に合わないわけですから、組んでおりません。

そういう、駆除の、昨日も言いました駆除のですね、そういう増やして駆除ができる、例えば、専門のですね、駆除班を作るとか、今、猟友会にお願いしてますので、専門の駆除班を作るとかですね、いろんな方法をとる。

それから、そういう大型の捕獲施設のですね、貸与が、県から貸与していただきますので、モデル地区を作ってますね、対応していくという形ですね、協議はしていきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8 番（笹田鈴香君） 今、2,500 円という金額が出たんですが、しかし、獲っても、猟友会に相談しても、猟友会も、中々、追っかける猟犬なんかが、凄く高価な、金額の高い犬が多いので、やはり捕獲するいうんか、駆除のために出ると、やはりケガをしたり亡くなったりしたことがあって、やはり中々、その思った数を獲りたくても、獲れないというか、結局、しんどい目をして、その犬が、1 万円をもらっても、結局、割が合わないというか、そういったこともありますので、やはり、本当に獲ってもらおうと思ったら、金額も上げてもらって、せめて3 万円、まあ5 万円ぐらいでもいいですけど、上げてもらって、猟師の人が、頑張っとうとう獲ろうというね、そういう意欲を持ってもらわないと、なかなか、これは難しいと思うんです。

それと、高齢化が進んでますので、担い手育成ということも考えていただきたいんですが、その金額のことと、担い手の育成、猟友会というか、猟師のね、それらについて、どのようにお考えでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 猟友会もですね、高齢化になってですね、新しく免許を取る方も少なくなっています。そういう新しく免許を取る方も、まあ、これからPRをしていってですね、推進をしなければならない。

それと、猟友会だけではなくってですね、一般の方の、住民にも協力をしていただいて、捕獲をできるような活動。

それから、活動をしてですね、やはりなかなか、今、1 頭1 万円という形ですね、体制を取っておりますので、そういうことでも、なかなか獲れない。出ても、疲れるだけであってですね、まあ、ほんまに弁当代にもならないという話も、そういうのも聞いております。そういう中で、そういうことも含めてですね、どういう形で獲ればですね、有効的な、そういう対策ができるのかということですね、町長からもですね、そういう体系的なことを、いっぺん、総合的に考えたらどうだいう指示を受けておりますので、そういうことも含めてですね、議論をしていって、どういう形がですね、一体となって有効的にできるのかということもですね、協議の中の1 項目としてですね、取り組みを進めていくということもやっていきたいというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 笹田議員、後3分です。はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） もう1つ、じゃあ、ちょっといつも、検討したい、取り組みたいとか、検討するとか言われるんですが、じゃあ、この件について、ちょっと期限を切ってもらって、いつぐらいまでに、返事というか、答えが出ますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） これはですね、やっぱりいろんな、狩猟法とか、いろんな法的な制限もありますし、そういう関係、猟友会なり県とかですね、それから地域住民とかですね、そういう方の意見も聞かなければですね、やはり、こうだということはできないと思います。

だから、期限を切っていつまでにせいと言われてもですね、これは、ちょっと期限は切れない話でですね、やはり、これから、そういうふうですね、全体となって、全町で取り組んで行くということを理解していただければなというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、笹田君。

8番（笹田鈴香君） じゃあ、あの、是非頑張って、なるべく早急に決めていただいて、やはり被害が起きないように、早く策を、案を練っていただきたいと思います。

そして、最後ですけど、あっ、それと、先ほどの柵は、暫定法にはないということですが、申請できるように検討するということでしたので、これも是非、お願いしたい。

そして、最後の復旧工事なんですが、先ほどこう、6月までに、43パーセントということで、これからも頑張って工事を進めるようにということを言われましたので、これで、私の質問は終わります。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ちょっと、言葉の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどね、無駄だということの、無駄ということだけの言葉が言われましたので、これは、必要経費ということということで、私は、考えておりますのでね、必要経費の上で無駄ではないということのね、必要経費ということ、訂正をさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、笹田鈴香君の発言は終わりました。

続いて、17番、平岡きぬ糸君の発言を許可いたします。平岡君。

〔17番 平岡きぬ糸君 登壇〕

17 番（平岡きぬ糸君） 17 番議席、日本共産党の平岡きぬ糸です。私は、3 項目について、質問を行います。

まず、最初の項目は、過疎対策法が今年度から 6 年延長されました。4 月 1 日から適用されます過疎対策事業の今回の改正の特徴は、過疎債の対象が、ソフト事業にも拡大されたことです。住民の方が、将来にわたって、安全・安心して、この佐用で暮らすことができる、そういう実現を図るための事業として、是非、さよさよサービス事業の毎日運行をはじめ、路線バス廃止後の地域公共交通の充実に、この過疎債を活用していかれることを求め、質問を行います。

1、さよさよサービス事業は、現行の、火曜、木曜、土曜の地域では、医療機関に利用できる日が 1 日しかないとの声があります。これは、掛かりたい医療機関が木曜、土曜日は休みという理由からです。利用しやすい事業にするために、毎日運行の実施を求めます。

2、路線バスが廃止された佐用 - 船越線は、現在、町のコミュニティバスが運行されています。そこで、利用者の声を活かし改善を求めます。1、車体は、現在一般車と変わらないものであり、目立ものにして欲しい。2、フリーバス停は、全線を対象に、船越から実施を求めます。3、乗車料金 300 円は、近距離の病院には、路線バスに比べ、従来の路線バスに比べて値上げとなりました。ワンコイン 100 円で乗車できるよう軽減を提案いたします。4、3 時代のダイヤを増便することを求めます。

3 点目の路線バスが廃止された地域、他の地域でも、是非、コミュニティバス運行の検討を求めます。

4 点目は、タクシー運賃助成事業は、現在、回数制限があり、病院などへの利用に不十分との声があります。利用制限の見直しと、初乗り運賃助成復活する考えを伺います。

大きな 2 項目は、国道 179 号線下徳久バイパス建設の促進についてです。徳久バイパス早期実施は、関係者の強い要望です。大型車の通行、朝夕の渋滞など、毎日、危険と隣り合わせで暮らす住民にとって、1 日も早く建設されることが待たれております。国道 179 号線下徳久バイパス建設について、町は、平成 22 年度、つまり今年から着工の予定と、議会で報告されておりますが、地元はじめ関係者からは、本当にできるのかという不安の声聞きます。

具体的には、1、着工計画について、関係者に説明をする予定はありますか。

2、林崎集落の歩行者などの安全対策はどうなりますか。現状をどう認識されているのかを伺います。

3、関係者の意見が反映されるよう、管理者である県に対し、町として協議の場の開催を要請する計画があるのかを伺います。

大きな 3 項目目は、歯科保健センター事業と保育行政についてです。

その 1 つ、歯科保健センター事業の充実にについて質問します。南光歯科保健センターは、予防と治療を一体的に行うとともに、一般の歯科医にかかりにくい方を対象とした訪問治療活動や、乳幼児から成人までの一貫した口腔予防活動を行って、80 歳になっても 20 本以上の自分の歯を持つ 8020 運動の発祥の地として、全国から注目を集めました。合併後、佐用町に引き継がれた同センターは、全町民を対象に歯科保健活動が行われることが必要ですが、実態について伺います。

1、町内すべての保育園、小中学校での歯科保健指導が受けられる体制になっておりますか。

2、引き続き地域の住民が安心して治療が受けられていますか。

3、乳幼児からお年寄りまで、全ての町民の歯科予防が定着するよう、町営の歯科保健センターとして充実することについて、町長の見解を伺います。

2 つ目の保育行政ですが、その 1 つとして、0 歳児保育を希望した保護者から、町から

受け入れられないと断られたとの声を聞きましたが、事実はどうか伺います。

2、保育園条例には、町は、保育に欠けると認めた時は、入園させなければならない。とあります。この点から条例は守られておりますか。伺います。

3、保育園の施設整備について、具体的な声として、園の扉について、安全性に問題があると、徳久地区の保護者からお聞きしております。対応については、どうなっておりますか。

保育行政は、子どもの権利条約を守る立場から、子どもにとって最善の対応が必要です。町長の見解を求めます。

以上、よろしくご回答願います。

議長（矢内作夫君） はい、町長答弁。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平岡議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、地域公共交通の充実についてのご質問でございますが、まず、第1点目の、さよさよサービス事業の毎日運行を実施することについてということで、この件につきましては、これまでの一般質問におきまして、何度もお答えをさせていただいておりますとあり、持続性と継続性のある安定したサービスを提供していくため、財政負担や民間業者の経営安定化などを、総合的に考えますと、現状の運行方法が、妥当であるというふうに判断をいたしております。

また、医療機関や診療科目によっては、通院したい日に、さよさよサービスが運行していない日があるというふうなことの要望でございますが、そういう点は、確かにあると思いますが、さよさよサービスの運行がない日は、スクールバスやタクシー運賃の助成制度等を、うまく併用する中で、ご活用をいただきたいというふうに考えておりますので、町民の皆様にも、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の現コミュニティバス運行の改善ということについてでございますが、車体の表示については、車両は公用車を活用したワゴン車を使用し、車両の前後左右にオレンジ色で、コミバス佐用と表示をしております。また、運転手から見える位置で、お待ちいただければ、停車をいたしますので、現在のところ車体の表示の変更等は、考えておりません。

フリーバス停は、船越から実施をとのご質問ですが、本路線は、起点から終点までフリー乗降区間といたしております。停車することで、交通の妨げになったり、乗降に危険があるような箇所は、避けてお待ちいただければ、停車をいただきますので、そのようにご利用いただきたいと思います。

乗車料金の軽減についてでございますが、コミュニティバスの運賃を100円、いわゆるワンコインとしている自治体も全国的にはありますが、また、近隣の自治体でも、そのような自治体が見受けられるところでございますが、格安の運賃で実施している自治体では、財源の確保に苦慮しており、路線の減便や廃止など、サービスの低下を招かざるを得ないとの話も聞いております。国や県からは、コミュニティバスの導入にあたっては、長期にわたり安定して事業運営が行えるように、適正な運賃を設定するような指導も受けております。現行の佐用船越線の運賃は、長期安定的な事業運営を行うため、必要な財源確保と利用者の経済的負担の軽減との両面から検討をした結果、300円に設定したものであります。

ただし、高校生の通学の利用につきましては、今後、安定した利用の確保と、教育費の

負担軽減を図る目的に、通学定期等を検討するように、担当課に指示をいたしております。

また、3時台のダイヤ増便についてであります。現行ダイヤは、交通アンケートや、これまでの路線バスの利用実績を参考に設定をいたしております。公共交通の利用は午前中の利用が大半であり、利用の目的も通院や買い物がほとんどであるため、午後の便数を少なく設定をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、3点目の佐用町全体のコミュニティバス運行についてということですが、さよさよサービスも、これも当然、デマンド式のコミュニティバスでございます。佐用町の全域における定時定路線によるコミュニティバスの運行を行うことは、これまでのご質問での答弁で、何度も申し上げて参っておりますが、地形的に非効率で、なじまないというふうに考えております。そのため、さよさよサービスをはじめ、タクシー運賃助成制度などによる交通確保を実施いたしておりますので、町内全域でのコミュニティバスの運行は、考えておりません。

4点目のタクシー運賃助成制度の回数制限についてでございますが、佐用町では、平成18年度より、町内全域においてタクシー運賃の助成を行っております。また、全域に、さよさよサービスの運行をしており、さよさよサービスの補完としてタクシー運賃助成制度を利用させていただきたいと考えておりますので、現在のところ回数制限の見直しは考えておりません。また、初乗り運賃の助成制度についても考えは、ありません。

なお、ご質問のとおり、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、今年度から過疎対策事業債の対象が、ソフト事業に拡充されましたが、過疎債の要件に該当するものは、初期費用や臨時的経費に限られるとの説明を受けており、ご提案の事業等につきましては、該当しないことを申し添えておきます。

町全体の公共交通のあり方については、地域公共交通対策協議会において検討していただく必要があると考えております。今後も、地域公共交通協議会を開催し、町内の交通体系についての充実について、また、ご議論をいただきたいというふうに考えております。

次に、国道179号線下徳久バイパス建設の促進についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

1点目の着工計画についての関係者への説明についてでございますが、国道179号徳久バイパスの整備については、兵庫県において、昨年度までに、事業着手に向けた諸手続きが終わり、今年度から新規事業として、平成26年度末までの5年間の完了計画で、事業着手される予定でございます。平成22年度は、調査測量設計を行い、事業説明会を実施したいというふうに聞いておりますので、県とも連絡調整を図りながら、町としても積極的に進めてまいりたいと思っております。

2点目の林崎集落の歩行者などの安全対策と現状認識ということについてでございますが、太田井橋から三日月方面にかけて一部歩道がありますが、集落内には歩道もなく、危険な状態であることは、十分認識しております。今回のバイパス建設においては、林崎地内までは、事業区間に位置づけられていませんが、今後、林崎地内の歩行者の安全対策として歩道の整備についても、県に要望していきたいというふうに考えます。

3点目の、関係者の意見反映のための県に対する、協議の場の開催要請ということについてでございますが、先に述べましたように、今年度から本格的に事業に着手し、事業の地元説明会も予定をいただいております。今後においても、円滑に、事業推進が図れるよう、地元自治会及び地元関係者、また、建設促進協議会も含め、協議の場で要請をしていきたいというふうに考えております。

最後に、歯科保健センター事業と保育行政についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の歯科保健センター事業について、町内すべての保育園、小中学校で歯科

保健指導が受けられる体制になっているかというお尋ねでございますが、幼児期の歯科保健指導は、歯の健康にとって大切な時期であり、保育園、学校での歯磨き指導は 8020 運動の始まりでもございます。21 年度中に、歯科保健センターが、歯科衛生教育と歯磨き指導を行ったのは、町内の全保育園と全中学校、また、小学校は 4 校でありましたが、小中学校においては、校医の先生が直接歯科衛生教育を実施されている学校や、校医の指導のもとに養護教諭が歯科保健指導を実施している学校もあり、実施手法や、取り組み方は、若干異なりますが、学校医と協議し、歯科健診と健診後の歯科保健指導を行っており、学童・生徒のむし歯予防と早期発見、早期治療に取り組んでおります。

次に、引き続き地域の住民が安心して治療が受けられているのかというご質問でございますが、開設時から、毎週木、金の週 2 日の診療を実施しており、21 年度は、歯科治療が 2,850 件の受診がありました。合併以後は、幼児の受診の内、70 パーセントが佐用、上月、三日月地域からの受診となっており、広く全地域から利用されるようになっております。

一方、高齢者等においては、やはり地元の南光地域の利用者が多い状況でございます。

また、乳幼児からお年寄りまで、全ての町民の歯科予防が定着するように、町営の歯科保健センターとして充実することについてということについてのご質問でございますが、以前にも申し上げましたが、佐用町内に南光歯科保健センターを含め 8 歯科医療機関があり、歯科保健センターを設置した約 30 年前とは、かなり状況も変わってきております。歯科保健センターの特徴でもあります、予防処置や指導は、当然町内の歯科医院においても実施されていることは、ご案内のとおりであります。このような環境の変化も踏まえて、今後のセンターの役割と運営については、町内歯科医院との連携と協議を深め、センター業務へのご理解を得ることを前提として、センターの位置づけを、もう一度、検討をする必要があるというふうにも考えております。

最後に、2 点目の保育行政についてのご質問で、0 歳児保育を希望する保護者に対して、受け入れできないと断ったとされる件でございますが、4 月に転入される時点で、佐用町の乳児保育受け入れ基準となる生後 8 カ月を経過していなかったため、直ぐに受け入れることができないことを説明をしております。その後、お話を伺う中で、ご家族の中で、子どもさんを見ることができると伺っておりますので、現在は入園されておられません。

しかし、ご指摘のとおり、町条例で、保育に欠けると認めた時には、入園させなければならないとありますとおり、今回の件も含めて、家庭において保育に欠けると認めた場合は、保育園で受け入れることといたします。

今後における保育園児の途中受け入れにつきましては、ほとんどの保育園で定員割れを起こしておりますので、受け入れは可能であります。乳幼児など未満児の在籍数や、障害児の受け入れ状況などにより、保育士の配置数が変わってきますので、その都度、協議させていただき、できる限りの受け入れに努めてまいります。

次に、保育園の施設整備についてでございますが、町は、園児の安全には、現場の保育園とも連携を取りながら細心の注意を払っております。ご指摘の徳久保育園の通用門扉につきましても、5 月中旬に、新しい扉に改修をいたしております。

また、保育行政についての見解ということについてのご質問ですが、少子高齢化が、顕著な本町にとりまして、親が安心して働くことができる、養育しやすい環境を作ることや、これからの次世代を背負う子どもたちが、健やかにしっかりと育つよう保育行政の果たす役割は大きいと考えております。特に、修学前の時期は、その後の成長の基礎となる大切な時期であります。保護者を中心に、保育園、子育て支援センター、学校が連携し、共通の一貫した考えをもって、子ども達の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 再質問を行います。

まず最初の、過疎法延長で適用されるソフト事業に、今回、私は、具体的には、地域公共交通の充実を、きめ細かく、これまでも取り上げさせていただいた項目について、再度質問したわけですが、住民からは、引き続き要望が強いということで、取り上げさせていただいております。過疎対策法の延長に伴って、ソフト事業に適用されるものは、今回の具体的な提案については、一切該当しないというふうな回答だったかと思うんですが、そうなんですか。柔軟に、その、対応できる内容であるというふうに、私は、聞いていたんですが、その点、もう一度、お願いします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 今現在、説明を聞いております中では、町長の答弁にありましたように、初期投資の経費でありますとか、そういう臨時的な経費について、このソフト関係の過疎債が充当できるということで、それ以外についてのことについては、まだ聞いておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、あの、過疎対策事業については、国の法律の制定に伴って、県それから町も計画書を作っていくわけですが、その計画の準備というか、そこらへんは、どのような手順、予定になっていますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 今回、延長された過疎の計画については、今現在、担当課の方で、私どもの方で準備は進めております。これについても、県の方への提出時期もありますので、それは、3月頃から過疎法の延長になるであろうという見込みの中から、担当課の方へ、それぞれの事業内容の提出を依頼しておりますので、準備は、順次進めております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 公共交通の関係で、初期投資というか、具体的には、路線バス廃止後の地域で、コミバスの運行を、船越佐用線の場合は、行っているんですけど、後、2路線については、スクールバスへの混乗化であるとか、地域での独自のバス運行であるとか、対応が変わっているんですけど、そういった点では、その廃止後の地域、まだ時間的に、経過が短時間ではあると思いますが、実態としては、どのようになっていますか。関連して伺います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 今現在、運行しております佐用 - 船越線のコミュニティバスにつきましては、実態としての利用状況ですけれども、4月、5月については、1便当たり3名弱、2点何名というような状況でございます。全体で、4月では、21日運行して、349名の乗車。それから、5月は、18日運行して300人というような乗車の現状でございます。

それから、その他についての、スクールバスの混乗化ついてなんかについても、今聞いている話では、あまり利用がないというふうな状況を聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 私はまあ、個別に、廃止と、路線バスが廃止になった江川線の関係者の方からは、そのまあ、地域のバス運行ということで、スタートはしているんですけど、同じように、船越を走るとなるとコミバスを期待する声も伺っているんですけど、そういった点では、その地域では、十分、路線バス廃止後の住民の足の確保はできているんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 江川地域においては、試験的な運行をされております。その後、また、アンケート等も取られて、地域の方々のご意見を集約しながら、今後の対応をどうしていくかというふうな検討を、今、されているというふうに聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） なかなか、その公共交通が、バスが廃止になったことで、不便になったという声がありますので、そういう点で、先ほど、過疎法に戻りますけれども、初期、そこらへんは、実際には、されてなかったわけですから、コミバスを運行するというのは、そういうものに当たらないのかとか、そういう公共交通体系の整備というソフト事業とし

て、法律の改正に伴って、項目が挙げられているので、期待を、私はしていたんですけれども、そこらへんも研究をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 先ほど、町長の答弁にありましたように、町全体的な、そのコミュニティバス、これについては、地形的な関係、それから、効率的な関係を見て、今のところは考えてございません。仮に、こういう新たな交通体系を組むとなれば、過疎対策の、その計画の中に入れていけば、対象になる経費があると思いますけれども、今の現在のところでは、先ほど説明いたしましたように、既に行っている分については、計画に入れても、おそらく、過疎対策事業債からは、外れてくると、そういうような説明を、今のところは聞いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） ええっと、具体的に挙げた、項目の中のきめ細かいところですけども、1週間を1日おきに、曜日ごとに、こう、地域を2つに分けて、さよさよサービスを運行されているんですけども、その、他のコミバスであるとか、タクシーをうまく利用してやれと、やったらいいんじゃないかという回答だったんですけども、その分も利用しながら、さよさよサービスも、是非、実際に利用されている人の声っていうのは、町としては、どこまでつかまれているんでしょうか。もっと、便利にしていく方向で対応して欲しいんですけども、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 確かに、そういうね、ご要望というのは、十分出ることは分かりますし、そういう要望があることも聞いております。

ただ、何度も申してますけども、やはり、これも長く、そういう事業を進めて、継続していかなければ、皆さんが、途中でですね、町が財政的に厳しい状況で、このサービス低下になるような、また、こういう事業を廃止するようなことがあってはならないということ。まあ、そういう、その点から、やっぱり財政ということも、十分効率的な運営ということも考えていかなければなりませんし、そのことが、町民の皆さんにも、利用する中で、ご協力いただいて、一緒に、やっぱり取り組んでいただきたいと思いますということです。ですから、佐用町も、こうした地形の中で、また、過疎化の中でですね、町民の皆さんが、日々生活される中で、最低の必要な、この交通確保ということについて、まあ取り組んで、このことは、全国的にもですね、佐用町の状況というのは、決して遅れているとは思っておりません。

で、今、お話をさせていただきましたように、その、さよさよサービス、また、タクシーの助成、また、スクールバス、そういう、いろんな、やっぱり、この機関、交通手段をで

すね、用意をして、それをやはり、町民の皆さんも、何とかその、工夫して、それを、うまく利用していただきたい。そのことによって、この、これにかかる財源、経費もですね、全体として、効率的に軽減が図れているわけで、これを倍にすれば、また、倍のお金がかかります。利用する方にとって、確かに、便利にするということを、このことも、町としても、考えて進めていかなければなりませんけども、やっぱり皆のお金を使って、この事業をやっておりますので、利用される方も、また、それにご協力をいただいて、この今の制度の中で、何とか使っていただきたい。それで、どうにもならないと。使えないんだということであれば、また、それは、また新しく、その当然、交通会議の中で、皆さんのご意見を聞いて、改善すべき点は、当然、改善をしていきます。ただ、それには、やっぱり、財源というものを、しっかりと責任を持った中で、議論していかないと、それなしに、いくらでも、このサービス向上だけを言っても、それが続かない時には、やはり最終的に、一番迷惑掛けるのは、町民の皆さんに迷惑掛けてしまうということになります。

以上です。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 住民の要望を届けるのは、私たちの仕事なんですけれども、勿論、制度を充実していく中では、財源は、抜きにしては語れないんですけれども、そこで伺いたいのは、さよさよサービスを、その毎日、今、隔日なんですけれども、少しでも充実させていくという方向でした場合ね、町が、やり切れないほどのお金がかかるんですか。現在の費用から見て、どうなんでしょう。それは、必要な、私は、住民サービスだと思います。そこにお金を使うことによって、利用者が増えることによって、また収入も増えていくわけですから、そういう点では、お金の使い方、これが、私は、問題ではないかというふうに思います。やっていけないと言われたんですけれども、町の財政から、どうなんでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当面の、今、財政の状況の中で、そのことだけを、絶対できないかと言われれば、その財源はあると思います。

ただ、今のサービスは、運行している状況はですね、それは、私は、町として、やはり町民の皆さんに対するサービスの中で、最低限のことはやっている。ですから、他にも、当然、このことだけじゃなくって、町としての責任ある、いろんな要望があります。責任を持たなきゃいけない。まあ、そういう、いろんなことに、やっぱり、町は、お金を使っているわけであって、そういう全体のお金を使っていくバランスの中で、話をさせていただいております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 2つ目の徳久バイパスなんですけれども、今年から、着手するという
ことで、具体的に、5年間の計画で、こういった点も、関係者なり、そこを利用される
方にとっては、朝夕の渋滞なども経験しながら、本当にできるのかというのが、私どもに、
多く寄せられている声なんです。で、先ほど言われたような内容について、今年、測量
の説明をしていくということなんです。具体的に、もう県からは、その点で、町には
連絡が来ているんでしょうか。まだなんですか。

〔町長「建設課長」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 先ほども、町長答弁の中にありましたように、この事業につきまし
ては、予定通り今年度から実施ということで、今年度予算化の方も、県の方でされてお
ります。

当然、これから、過去の促進協議会の経過を踏まえてですね、トンネル案というような
形の中で、現況の調査、測量ですね、それを行い、それに基づいて、計画案を入れて、地
元説明をしていきたいというような考えを持っておられます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） ですから、今、6月ですけど、具体的には、何月に、どのような計
画で、そういうその、具体的なことをお聞きしたいんですが。まだ、それが、公表できる
段階ではなかったら、ないと言っていたらいいんです。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） このバイパスにつきましても、6月に国の方から令達というよう
なことを聞いております。

で、それに基づいてですね、早い時期に地元の中に入って行って、これからの進め方
について、協議会とも連絡取りながらやっていくということにしたいということを聞いて
おります。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、要は、早い時期にということにとどまるような、今、状況だ
ということなんです。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 建設課長。

建設課長（上野耕作君） これにつきましても、協議会の副会長とも連絡を取りながら、これからの進め方についてですね、時期等について、協議を重ねて行って、説明会の時期とか、そういうことについて、県とも調整を図りながらやっていくということで、今、調整しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） そのバイパス建設協議会の開催は、少なくとも、その、まだ事務的に、それを開くための日程調整の段階なんですか。それとももう、そこらへんは、どうなんでしょう。

〔建設課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） これからまあ、事業を進めていくわけなんですけれども、いろいろな課題等もございまして、そこらへんを調整しながら、地元との、その課題を整理して、地元を下ろしていくというようなことになってきますので、7月以降ということになってこようかと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） バイパスの関係について、その、是非、町当局も議会の報告の中で、かつて、同僚議員が質問の中でも示しておりましたが、要求として、そのバイパスが、車道だけで、歩道がないという計画、現在の案は、そうになっていますけれど、そこらへんは、その、歩道を設置できるというような状況の期待というか、それは、どうなんですか。要望は伝えていくということで、以前の議会では、答弁、町長されているんですけれども、要望を伝えた結果、この7月、課題を整理して、7月頃に協議会を開かれるわけなんですけれど、そこらへんは、具体的な進み具合はどうなっていますか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当初、この長くですね、この事業ができていなくて、何とか、早くやって欲しいという、合併後の佐用町としても、最重要事業だということで、県に要請をして、進めていただいた。その中で、県の非常に厳しい財政状況、また、国の公共事業に対するですね、事業費の確保の難しさの中からですね、この事業について、道路につきましては、現行の道路を歩道としても活用できる中で、バイパスについては、トンネル内

については、のバイパスについては、トンネル化をするけれども、歩道は、歩道付きのバイパスにはできないと、そういうことで、この事業を早く進めると、一応、国へ認可をいただくということで、よろしいかという話をさせていただいた。

地域でも、その点は、止むを得ないだろうということで、この、国、県の方にも回答を、当時したわけです。この協議の中でですね。その後、やはり、バイパスができる以上、歩道もつけて欲しいという要望がありました。で、まあ、そういうことが、後から要請がして、可能かどうかということで、できれば、それは当然、付けて欲しいという要望もしました。しかし、県の事業評価委員会、こういうものを通して。評価においてもですね、これは、当初の計画の中で、事業費も非常に膨らんでおります。太田井橋もですね、同時にやっぱし、交差点改良を伴って考えなきゃいけないという中でですね、当初、16億ぐらいな事業費を考えられたようですけども、今、20億を超える事業になるようです。

そういうことで、なお且つ、地元として、歩道付きでなければできないのであれば、もう最初から、この事業の計画を、申請をやり直さなきゃいけない。これは、事業評価も含めて、手続きを、相当時間を掛けて、もう一度やり直すと。ただ、やり直した時に、現在の社会状況の中で、この事業が、そういうふうに認められるかどうかというのは、分かりませんよということも聞いております。

そういうことで、町としては、今の状況を、できるだけ早く、このバイパスを、工事をですね、着手し、完了して欲しいということを、優先をしなきゃいけないんじゃないかと。そういう点についても、地域の皆さんに、もう一度、状況を説明して、ご理解をいただく。で、協力をいただくということで、進めないとはですね、せっかく、ここまで来た事業が、中座してしまうということになりかねませんので、こういうことも含めて、今、地元の事業促進協議会等の開催をして、再度、もう一度、確認をさせていただき、事業の進捗も含めて、今後の計画も説明をさせていただく機会を作りたいと、そういうことで、今、調整をさせております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 3 項目目の歯科保健センターについて、再度質問します。

診療状況は、回答がありましたけれど、ありましたが、歯科保健センターを、今後とも定着する、行政として、最も、町民全ての歯科予防が定着するということは、行政として目指すところだというふうに、以前も、何度も歯科保健センターの事業については、取り上げておりますので、町長のご回答は、そういう方針でしたけれども、今回も、情勢は変わっているけれども、そういった基本的な姿勢そのものは変わらないというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 当然これは、歯科予防というものをですね、いろんな健康面、その発育面から見ても、子ども達の歯科予防、そして、この町民の皆さんが、健康で、体を作っていくためにも、一番基礎になる、基本になる、この歯科、歯の健康。このことをね、しっかりと、町としても、歯科予防行政を進めていくということには、当然、変わりはない。

りません。

ただ、情勢が変わっているというのは、歯科医の、開業医の先生方、町内に7つの医院があります。その先生方も、当然、そのことを、治療だけではなくってですね、予防面についても、力も入れていただいておりますし、学校の校医をお願いしておりますけれども、校医としての先生方も、学校での歯科検診と同時に、予防についても取り組んでいただいていると。そういう中でね、役割分担を、十分していかないといけないということを申し上げております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） はい、ええっとまあ、役割分担ということで、町の果たす役割、歯科保健センターが持っている、その全町民、乳幼児からお年寄りまで全町民を対象にした、その歯科予防活動ですね、歯科保健活動という点で、伺いたいんですけども、先ほどのご回答では、その乳幼児、特に、高齢者以外の乳幼児の場合は、地域的に合併後、佐用、三日月からの受診も多く見られるというふうに回答があったんですが、これらは、その乳幼児の健診であるとか、町が行ういろんな保健事業に伴って、そういう形になっているんですか。その実情は、そういう増えた経過というか、関係は、どのようなことなんでしょうか。説明してください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） それについてはですね、詳しく詳細にわたっての調査はいたしておりませんけども、いわゆるその、ご案内のとおり、週の内ですね、月曜日から水曜日は、昨年から状況が変わっておりまして、歯科衛生士がですね、先生不在ですから、そういった予防的なね、衛生的な指導をしておりますね。その部分でもですね、乳幼児の方々、結構来られますんで、そういった、知己を得ると言うんですかね、情報を得られるという部分もあって、じゃあ、木曜日、金曜日、先生来られますからね、どうですかというふうな呼びかけとか、あるいは、幕山の健康増進室あるわけですけども、そういった部分で、年間を通して、母子保健推進に協力しておりますので、そういった部分での広報啓発活動もですね、1つの役に立っているんじゃないかなというふうに想像はいたします。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、予防活動などは、とりわけ財政的な面でですね、収入というんか、保険点数とか、その歯科保健センターの財政上潤すような結果になればいいんですが、特に、治療されると、その点は、財政的に、プラスになっていきますけれど、予防だと、そこらへんは、町が取り組む、その予防の関係では、その収入の面でね、歯科保健センターの独立採算でやっていくということで、スタートしているんですけども、そのへんは、どんな具合でしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 総合的に、先ほど、町長もお答えになりましたように、そういった意図も、私は、あるのではないかなと思います。

議員もご案内だと思うんですけども、昨年からですね、それまでは、月曜日から水曜日、具体的に言いますと、先生がいらっしゃらなくても、収入として、診療報酬として上がっておったというふうな状況があったんですけども、それを、やっぱり、その国等ですね、法的なもので照らしますと、それは、まずいという部分で、昨年から、5月以降だったと思うんですけども、それ止めてます。止めてますいうんか、指導的なものは、同じことしているんですよ。それが、診療報酬に繋がらないという部分があります。

で、具体的に言いますと、それが 21 年度、昨年の当初予算では、それは、明白になってましたんで、申し訳ないんですけどということで、当初から、500 万の一般会計からの繰入を認めていただいておりますんですけども、実際やっていく中で、実際の木曜日、金曜日との調整の中でね、今回もお願いしておる、誠に申し訳ないんですけども、また 330 万ほどの繰入を、増額要請をお願いしておるというふうな実態でございまして、830 万ほどの一般会計からの繰入をお願いしているというのが、現実です。

今の状況で言いますと、これはですね、あまり早期に解決できない問題ではないかなというふうに思いまして、22 年度以降もですね、こういった財政的な状況は、そう変らないのではないかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ系君） まあ、歯科保健センターが果たしている、そういう全、全ての町民に対する歯科保健活動の役割というのを、行政として、きちんと対応していく、せっかくある施設ですから、特に、注目されている施設であり、是非、充実の方向で、財政的な面からもしていただきたいと思うんですが、そこで、お聞きしたいのは、寝たきりの方ですね。昨日、金谷議員が質問の中で、介護保険で、その実態を質問されていたんですけども、町として、小さな乳幼児の方については、先ほど、保健的に予防指導がやられているという具体的な回答がありましたけれども、お年寄りの、そういう介護認定者に対する歯科予防の関係というのは、実態としては、どんなふうになっているんでしょうか。お聞かせください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） それにつきましては、昨年、昨年やない、21 年度ですね、21 年度につきましては、診療をあわせた、いわゆる訪問ですね、それ一桁、8 件だったと思います。8 件です。

それから、衛生士がですね、いわゆる、いろいろな情報の中で、あそこに、そういった

方、いらっしゃるよという情報の中でね、訪問、いわゆる、これは予防的なものですが、当然、これが 15、6 件だったと思います。そういう状況です。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） その件数からすると、確か、認定者の数は、介護認定者は、1,000 人を超えていたと思うんですが、町内のね、それで、その内、在宅が 700 人余り、施設利用が、まあ 300 人弱というような、そういう実態の中で、全てのお年寄りも含めてね、町民の歯の健康を守るといふ、そういう保健の立場からすると、今の具体的な数、診療訪問 8 件なり、衛生士訪問予防が 15 件というのは、極端に少ないように思うんですが、それは、単純にはいかないかとも思うんですが、そこらへんの実態は、どうなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） はい、確かに、昨日の金谷議員のご質問の中のね、認定の数で言いますと、1,100 ちょっとだったと思いますね。その内訳が、在宅と施設ですか、そういった分で分けられますけども、基本的に在宅であっても、施設であっても、当然、町長も言いましたように、歯というのは、一番根源的なものですから、それぞれ、在宅であっても、施設であっても、そういった指導は受けておられると思うんです。

私が、先ほど述べました、いわゆる在宅の 8 件ないし 15 件程度というのは、いつか、平岡議員もご質問されておったと思うんですが、基本的に、その寝たきりというんですかね、重度の方というふうに、位置付けをしていただいたらありがたいんですが、そういった部分の訪問ということでございます。

当然まあ、木曜日、金曜日しか先生はいらっしゃいませんから、月曜日から水曜日は、基本的におられませんからね。非常にこう、お忙しい中で、なかなか、そういった暇がないというのが現実ではないかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、診療日が限られている中での訪問、重度の方、限定してなんですけど、その訪問された 8 件なり 15 件というのは、合併しているの、全町域にわたっているんですか。それとも、特定の地域に偏っているとか、そういうことはないんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 基本的には、全町と言いたいんですけども、現実としてはね、やはり、その高齢者とか一般の方は、旧南光地区が多ございますので、基本的には、南光地区だというふうに捉えておりますけれども。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ系君） そのまあ、寝たきりの方というのは、家で、家というか、在宅の場合は、家にじっと居るわけだから、地域的に、南光地域にありますけれども、その、訪問しようと思えば、移動は、医師の方がすればいいわけで、そこらへんは、全町的に可能じゃないんでしょうかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） そのことがね、先ほど、町長、お答えになったと思うんですけども、あくまでも、前提としてね、町内の民間の先生方、この先生方も、この保健センターが設立した、約 30 年前においては、そういった取り組みも、なかなか、手薄であったと。しかし、今の時代ですね、予防的な部分に力を入れないと、なかなか、難しい部分があるし、現実的に、そういった、7 先生ですね、民間の方、この方々も非常に力を入れていただいております。学校においてもそうなんです。そういった部分がありますから。ということ、町長は、申し上げたと思うんですけども。ですから、全町的に網羅するならばね、何も、保健センターが、お 1 人が、先生がえらい目に遭うのではなくって、当然ですね、先ほども言いましたように、毎日ね、先生が来られて、常駐されておったらね、まあ、失礼な言い方ですけど、そういった対応もできるんじゃないか思うんですけども、いかんせん、木曜日、金曜日、あるいはもっと言うならば、その木曜日、金曜日も、いわゆる他の先生に来ていただいているのが実態でございますから、年間では、50 日ほどです。いわゆる新庄先生が来られるのはね。他に、お二人の先生で、65 日ぐらいですから、そういった実態の中でね、何もかもお願いするというのは、無理があります。

他に、7 の先生がいらっしゃるんですから、そういった方々のご協力もいただくというのは、これは当然の理ではないかなというふうに思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ系君） その民間のね、先生方が、予防も、歯科医の先生として予防に力を入れていくというのは、今、大きな流れになっているのは、よく承知しております。

そういう点で、先ほど、当局が 21 年度の実績として、診療訪問 8 件、それから衛生士が、訪問予防したのは 15 ないしというふうな件数をつかまれているんですが、じゃあ、民間の方の先生方が、そういった訪問治療された件数などは、町としては、どんなふうに、つかまれているんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 大変申し訳ございません。それは、つかんでおりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。後4分。

17番（平岡きぬ糸君） 全町民の歯科保健をね、するという点では、やっぱり最後まで責任を持って、町として、私は対応して欲しい。それが、治療当たられるのが、民間の歯医者さんであっても、それは、それで大事なことです。そういう点で、最終的に、町が、きちんと、町民の、全町民の健康をね、守っていくという立場に、立ち切っていただきたいということを申し上げて、歯科保健センターは終わりました。

保育行政について、先ほど、未満児保育が、特に、希望される保護者に対して、その希望に応えられていなかったという点は、事実であったというふうに言われておりますが、それ、受け入れなかった要因というのは、大きな要因は、何ですか。

議長（矢内作夫君） 誰が答える。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） それも、先ほど、町長、お答えになりましたけども、申し込みを、3月に来られた時点で、8カ月を、生後8カ月になってなかったと。それは、いわゆる佐用町内の内規でございますけれども、概ね8カ月を経過した、子どもさんを預かろうというふうな内規があったものですから、そういったお話を丁寧にさせていただいたというふうに、私は、聞いております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、私の方はですね、その余所から、転入されてくる具体的な例ですけれども、方が、その住所ね、住まいを決める上で、子どもの保育を、ちゃんとう、確保しなければいけないということで、事前に役場に申し、問合せをして、そして、住宅も決めて、そして、いよいよ転居をしたから、子どもを預かっていただきたいと言ったら、まあ、断られたという。まあ何とか対応してくれという回答の中で、保育士がね、いないんだと。そう、対応できないんだという、大きな理由として、保育士のことを聞いたんですが、そうではなかったんですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 私は、そういうふうに聞いてません。先ほど、私が言った、町長が述べましたが、主たる原因だったというふうに聞いておりますけど。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） あの、従来から言っておりますけれども、子ども達の成長をね、ちゃんと育むために、町長は、安心して育成していくことに努めたいと言われておりますので、是非、保育行政で、対応が、きちんをとられるように、職員の対応をね、臨時職員で正規の職員と同じ働き方をさせている実態を改善して欲しいということを述べて質問を終わります。

議長（矢内作夫君） 以上で、平岡きぬ糸君の発言は、終わりました。
ここで、暫時休憩をいたします。再開を 11 時 40 分といたします。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 40 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き一般質問を続行をいたします。

なお、12 時が、多分過ぎるというふうに思いますので、鍋島裕文君の一般質問が終了するまで続行いたしたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、16 番、鍋島裕文君。

〔16 番 鍋島裕文君 登壇〕

16 番（鍋島裕文君） 失礼します。16 番、日本共産党の鍋島です。

私はまず、被災者のニーズによる住宅再建を求めて質問をいたします。災害復興における住宅再建問題は、最重要課題の 1 つであります。ところが、被災者生活再建支援法は、全壊で、300 万円の支援という、非常に不十分なものであり、このため、被災者、特に、高齢者は、自宅の再建を諦めざるを得ないのが、実態であります。今なお、仮設住宅等で、暑さ寒さに耐え、将来への不安を抱えながら頑張っておられる被災者に、災害復興住宅建設や、町営住宅建設計画を早急に明らかにすることは、行政の責任であります。しかも、これらの復興住宅や町営住宅の建設は、行政の都合でなく被災者の立場に立って、被災者に思いを寄せて進められなければなりません。

阪神淡路大震災では、住み慣れた地域から遠く離れた復興住宅に入居された高齢者が、コミュニティが途絶えたことなどにより孤独死された方が、被災後 10 年間で、560 人以上にも及んだ事実を、町長は、教訓とすべきであります。

そこで、第 1 点目に、復興公営住宅建設などの住宅再建での基本的な考えを伺います。

その 1、仮設住宅入居者などに対する神戸新聞のアンケートでは、住み慣れたところに住みたい。が入居者の声であります。同住宅建設は、久崎、上月、佐用など、地域に分散した建設がなされるべきと思いますが、どうでしょうか。

その 2、仮設の入居者ニーズを把握するため、同建設希望地の調査をしてはどうでしょ

うか。

第2点目として、町災害復興計画では、災害によって生じた更地や従来からの空き家を被災者住宅地として有効利用としています。

この対象者として、当然、河川改修による立ち退きを余儀なくされた人たちも含まれるのか。

その2、計画のいう、更地、空き家の有効利用は、どのように検討されるのか。立ち退きの関係からすれば、早急に方針を立てるべきだが、どうでしょうか。

第3点目として、町営住宅問題に絞って質問します。

その1、久崎町営住宅建設に対して、久崎地区センター周辺を建設地とし、避難所を併設して欲しいとの地元要望に対する町長の見解を伺います。

その2、被災者の町営住宅入居の障害となっている所得制限は、他自治体のように要綱等で特例を設けてはどうでしょうか。

その3、町営定住促進住宅、五反田住宅の家賃は、規則で定められています。しかし、五反田住宅自体が、公営住宅法に基づかない住宅からして、地方自治法第228条に違反しています。

自治法の言う使用料として、条例改正すべきではないでしょうか。

その5として、五反田住宅の被災者に対する家賃減額の特例制度を設けるべきだがどうか。

次に、農業、公共土木災害への対応について質問いたします。

第1点目に、農業災害についてであります。農地農業用施設災害で、1箇所の工事費が、40万円を超えるものは査定を受け、認定されれば、農地で96.5パーセント、農業用施設で、99パーセントもの国庫補助金が、交付されます。現在、本町では、農地232件、農業用施設184件で、査定額は約15億円であります。ところが、本町では、本来、国庫補助が、交付されるべき農業災害が、町から国に、査定設計書が提出されなかったため、国から補助金が交付されず、全額町費と農家負担で、工事を行わなければならないという深刻な事態となっております。

そこで、1、農業災害査定漏れの実態について明らかにされたい。

その2、今回のような大規模災害では、国が定めている被災後60日以内に、査定設計書の提出というのは、対応できないのが、当然だと思うわけですが、どうでしょうか。

その3、査定漏れにより、本来、国庫補助分について、町が肩代わりをせざるを得ない、強制される町負担額はどのくらいか。

その4、2次申請を認めるよう近畿農政局へ強く要請すべきではないでしょうか。

第2点目として、公共土木災害について、伺います。町道や町管理の河川の災害復旧工事は、1箇所の工事費が60万円以上が補助採択基準となっております。

そこで、1、農業災害と同じように査定漏れの実態は、どうなっているのか。

その2、60万円以下は、町単独工事ではありますが、被害箇所の把握は全て、できているのか。できていなければ、早急に対応すべきだが、どうか。

その3、千種川改修計画により、町道小赤松橋は、架け替えが予定されていますが、幅員が4メートルと狭く危険なため、地元から拡幅要望が出されているのは、当然だと思います。川幅拡大による橋の架け替えのため、延長が5割増となるため、1メートル、仮に拡幅すれば、1億5,000万円。2メートルでは、3億円もの町費負担ということだそうであります。これは、当然、拡幅分も、県に要請すべきではないでしょうか。

その4、昨年、災害のため頓挫した、わたくしの道、私道舗装への町95パーセント補助事業。現在の申請状況と町民への周知は、どうされるのか。

第3点目、災害復旧工事入札について伺います。町内業者を守り、育成することを重視すると共に、公正な入札に努めるのは、行政の責任であります。

そこで、1、公正な入札が実施されているか。

その2、工期の厳守について、業者への指導は、どうされているのか。

最後に、本当に町財政はピンチなのかとの設問で、町財政の現状について質問します。

3月予算議会で当局は、災害復旧事業のため町財政はピンチ。昨年度26億円あった財調基金という貯金も、新年度には、6億円程しか残らないと報告。私は、その場で、その誤りを指摘させていただいたわけであります。その後、特別地方交付税が異例の20億円交付された結果として、貯金は、6億円ではなく、前年度とほぼ同額の26億円となっています。そこで、本町運営の基盤である町財政に対する認識を正確にするため、5月31日の出納閉鎖が過ぎた時点での平成21年度決算見込みについて伺います。

第1点目に、次の財政指標を明らかにされたい。経常収支比率、標準財政規模、実質単年度収支、実質赤字比率、実質公債費比率について。

第2点目として、基金と地方債残高の状況を明らかにされたい。

第3点目として、財政指標が示す数字は、町民の要望に十分応えられる財政状況と思うわけでありますが、この点についての町長の見解を伺います。

また、子どもの医療費、中学卒業までの完全無料化や、国保税1世帯1万円引き下げなど、切実な町民要望に具体化できるのではないのでしょうか。

第4点目に、仕組み債について伺います。

その1の、現在の評価損については、昨日、答弁されているので、結構でございます。

その2として、朝来市が調査を依頼した弁護士らの報告書は、仕組み債を基金で運用するのは違法としています。町長の見解を伺います。

以上、この場からの質問を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、鍋島議員から3項目のご質問をいただいておりますが、まず、1項目目の、被災者ニーズによる住宅再建についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、災害復興住宅建設など、住宅再建での基本的な考えであります。当然、町といえども、仮設住宅入居者の方のご希望を十分に伺って対応をして参ります。町では、3月に、仮設住宅等に入居されている方に、アンケート調査を行い、住宅の再建予定や公営住宅への入居希望などの、今後の予定やニーズ調査を行いました。更に、4月下旬から5月下旬にかけて、訪問と電話により聞き取り調査も行っております。調査した55世帯の中では、新たに建築されるかたや、被災した住宅を補修されるかたが32世帯、町営住宅への入居を希望される方が6世帯、定住促進住宅への入居を希望される方が11世帯などとなっております。

町営住宅への入居を希望されている6世帯の内訳は、久崎仮設住宅入居者で2世帯、上月仮設住宅入居者で3世帯、定住促進住宅入居者で1世帯でありました。被災された方のご希望を十分に伺いながら検討する必要があると考えておりますので、今後、建設に向けて、十分、皆さんのご希望を聞きながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、災害によって生じた更地や従来からの空き家を被災者住宅地として有効利用することについてのご質問でございますが、更地や空き家については、佐用町公式ホームページ

ジを活用した空き家情報等活用システム事業により、住宅情報を継続して提供してまいります。河川事業により、移転を余儀なくされた方におかれましても、このシステムもご利用いただきたいというふうに考えております。これらの更地、空き家の有効利用につきましては、当然、個人の財産でございますので、地主さんのご希望を伺いながら、空き家情報システムへの登録なども働きかけて参りたいというふうに思っております。

続きまして、3点目の町営住宅問題についてお答えをさせていただきます。

まず、久崎町営住宅建設に対して、久崎地区センター周辺を建設地とし、避難所を併設するとの地元要望に対するご質問についてでございますが、昨年の災害により、久崎町営住宅も甚大な被害を受けたところでございます。また、県では、住宅の皆様が安心して暮らしていただくためのハード整備として、21年度から5箇年で佐用川、千種川の54.6キロに及ぶ河川改修工事を、今後実施していただきます。県から発表された計画によりますと、久崎住宅も、その起業地に含まれており、町といたしましても地元関係者の方々のご意見やご希望を伺って、町営住宅建設の早期事業着手を目指して参りたいというふうに考えています。今後、久崎住宅の入居者を対象とした説明会や意向調査を踏まえ、あわせて地域住民の方々のご意見、ご理解を得ながら建設場所や構造・機能なども検討したいというふうに考えております。

次に、被災者の町営住宅入居の障害となっている所得制限は、他自治体のように要綱等で特例を設けてはとのことでございますが、公営住宅法では、入居できる方の要件の1つに所得制限があり、県にも問い合わせたところ、この法の適用を受けている町営住宅は、要綱等で特例措置を設けることはできないとの回答も得ており、難しいと判断をいたしております。また、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案が、昨年12月15日に閣議決定されており、今年度中には、地域主権一括法が制定公布され、詳細は、まだ分かりませんが、このことにより、23年度には、公営住宅法の入居収入基準が緩和されるということも聞いております。

次に、町営定住促進住宅の家賃は規則で定められているが、地方自治法第228条に反するのではないかと。また、同法のいう使用料として、条例改正すべきではないかとのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、地方自治法第228条第1項で、使用料に関する事項については、条例でこれを定めなくてはならないと規定をされております。佐用町営定住促進住宅条例では、定住促進住宅の設置目的を達成するために、期限を決めて入居できる方について規則に委任し、一般入居者の家賃に加えて、規則第6条で、入居初期4年間の家賃額低減について規定するなど、規則運用による特徴的な家賃月額を設定したことや、家賃以外にも共益費、駐車場使用料など変動要素の高い使用料についても、一括して定めているため、条例中で、規則で定めるものとするいたしました。この件について、兵庫県文書課にも確認したところ、規則に一部委任することは認められているとの回答も得ております。

次に、定住促進住宅入居の被災者に対する減額特例制度を設けよとのことでございますが、今後、入居者の意向や経済状況を踏まえながら、町としても支援できるよう検討を進めたいと考えております。

続きまして、農業、公共土木災害への対応についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の農業災害についてでございますが、国庫補助災として採択いただいた箇所数は416件で、農地232件、施設184件ですが、調査時期に、水稻や草が被災箇所確認の障害となったり、また、集落の用排水路等細かく現地踏査ができなかったため、申請ができず、今回の町単独災として対応をさせていただいている箇所数は、現在、農地40箇所、施設75箇所、合計115箇所で、概算9,800万円と見込んでおります。仮に、補助災

申請が可能であったとしても、内容等が精査されますので、当然、箇所数、金額とも減額が予測をされます。今回のような甚大な災害では、災害箇所の確認と現地調査について、関係機関の応援をいただきながら事務処理を行いました。災害復旧計画概要書の提出が限られた日数の中、細部にわたり精査することができませんでした。このことは、県を通じて、農政局及び財務局に、災害査定に関する反省点、要望、意見、相談等の調査が行われますので、町としても、要望等を伝えていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の公共土木災害への対応についてのご質問で、農業災害と同じように、査定漏れについての実態ということでございますが、公共土木施設災害については、被災直後、早急な被災箇所の把握に努め、災害査定により、河川 78 件、道路 118 件、合計 196 件の補助採択をいただいたところでございます。また、補助採択基準に達しない土木施設の被災箇所については、平成 21 年度において、災害復旧事業債等の地方債事業により、河川 10 件、道路 15 件を予算措置いたしております。しかしながら、査定後、新たに被災箇所が発見される場合もあり、この被災箇所に対応するため、平成 22 年度当初予算において、単独災害復旧工事費 8,000 万円を計上をさせていただいております。現在、現地踏査他、地元自治会からの情報提供等により、河川 36 件、道路 25 件を、新たに地方債事業として復旧工事することといたしております。

次に、町単分、いわゆる 60 万円以下の被害箇所把握についてでございますが、今般の公共土木施設災害について、被災後、自治会等のご協力をいただきながら、被災箇所の調査、現地踏査を実施し、被災箇所の把握に努めて参りましたが、小規模な被災箇所については、把握漏れも否めません。今後とも地域の皆さんからの情報提供をいただきながら、緊急性を考慮しながら、対処していきたいと考えております。なお、公共土木施設災害について、1 件当たり 60 万円以下の小規模な被災箇所についても、小災害として起債対象となる箇所については、財源確保の面から申請することとし、21 年度予算では、起債事業のうち道路 5 件、22 年度予算において道路 5 件を起債申請をすることといたしております。

次に、小赤松橋の架け替えということについてでございますが、緊急河道対策事業により、川幅が、今後、約 1.6 倍程度広がりますので、現在の小赤松橋は架け替えとなります。現在の幅員 4 メートルの架け替えについては、全ての費用が国・県の負担で実施をされます。しかしながら、現況幅員以上に架け替えすることについては、改良要素が加わりますので、当然、拡幅部分の費用については、管理者である町の負担ということとなっております。地元自治会からの強い拡幅要望もお聞きしており、また、現橋梁が、小赤松地区にとって、唯一の生活道路であることから、町といたしましても地元自治会と相談し、安全に通行できる規模での拡幅をしていきたいというふうに考えております。現在、規模・費用負担等について河川復興室と協議をいたしております。町としても、なるべく町負担を軽減できるよう努めていきたいと考えております。

次に、私道舗装についてでございますが、当初、21 年、22 年度の 2 カ年での実施を予定しておりましたところ、災害により、やむなく事業を 1 年先送りさせていただいておりましたが、今年度当初予算に計上し、今年を含めて 2 カ年での実施を予定いたしております。現在、各自治会からの要望箇所は、田和自治会ほか 11 自治会から 21 カ所の申請が出てきております。実施にあたっては、地元自治会とも連絡調整をさせていただき、秋頃から本格的に実施をさせていただきたいというふうに考えております。

次に、3点目の災害復旧工事についてでございますが、災害復旧工事の入札については、公共土木関係及び農林関係、生活関連事業にわたり、甚大な被害を受けており、毎月、数多くの工事発注をいたしております。災害復旧事業は、早期復旧が目的であり、期限も限定され、また、住民のみなさんも一日も早い復旧を望まれており、その要望に応えるために、指名競争入札方式で業者決定し、業者指導を行いながら、公正に進めております。ま

た、工事の工期厳守については、21 年度は、工事発注が遅れたため、繰越事業の事務手続きをとり実施をいたしており、業者の指導についても、現場及び地域・関係者の状況等を勘案しながら、担当者が指示し事業促進を図っております。

続きまして、財政についてのご質問であり、本当に町財政はピンチかというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の財政指標についてでございますが、ご承知のとおり、地方財政状況調査、いわゆる決算統計につきましては、現在、作業に取りかかったところであります。後の公表数値とのかい離が多々生じることは好ましくありませんので、現段階でのお答えが概数になることをお断りを申し上げたいと思います。

まず最初の、経常収支比率でございますが、現段階では、これが最も難しいものであります。歳入、歳出全ての項目を臨時と経常に区分し、調査表全ての整合性が取れた上でないと、この数値は確定いたしません。平成 20 年度決算数値の 87.7 パーセントから推計する方法しかありませんが、改善要因としては、普通交付税の増加、人件費の減少などが考えられ、悪化要因としては、町税の減収、国保・水道・下水特別会計への繰出金の増加などが挙げられます。従いまして、現時点では、昨年度並みの 80 パーセント台後半から 90 パーセント前後の間に収まるのではないかというふうに考えております。

次に、標準財政規模でございますが、財政健全化判断比率算出方法との整合性を図る観点から、平成 20 年度決算分から従前の数値に臨時財政対策債発行可能額を加算したものが用いられるようになりました。従前の数値 80 億 7,118 万 3,000 円に、臨時財政対策債発行可能額 6 億 3,994 万 3,000 円を加えた、87 億 1,112 万 6,000 円が、佐用町の標準財政規模となります。ちなみに前年度は 84 億 9,085 万 3,000 円でありました。

次に、実質単年度収支でございますが、これにつきましても、現段階では概数でのお答えとさせていただきます。平成 21 年度の単年度収支が約 5,300 万円、財政調整基金の積み立て額と取り崩し額は、どちらも 9 億 6,000 万円余りで、ほとんど差がございません。これに、繰上償還額約 2 億円を加えますと、実質単年度収支は約 2 億 5,200 万円となります。前年度は、1 億 8,083 万 8,000 円で、本年度と同様、繰上償還 1 億 7,000 万円余りが大きなウエイトを占めております。

次に、実質赤字比率であります。財政健全化判断比率のものではなくて、決算統計上の実質収支額を標準財政規模で除した実質収支比率を、お答えをいたします。実質収支額を、約 9,600 万円と見込んでおりますので、先ほど申し上げました標準財政規模で割りますと、1.1 パーセントとなる見込みでございます。前年度は 0.5 パーセントでありました。

最後に、実質公債費比率でございますが、財政健全化判断比率の中で、これが最も手間がかかり、複雑な計算をしなければならないものであります。また、そのほとんどの計算過程で、決算統計の数値を用いる必要がございます。決算統計作業が、緒に就いたばかりの現時点で言えますことは、よほどの特殊要因がない限り、直近 3 カ年の単年度数値を単純平均するという算出の仕組みから考えましても、前年度数値 15.1 パーセントが大きく変動することはないというふうに考えております。

次に、2 点目の基金と地方債残高の状況について、お答えをさせていただきます。

まず、平成 21 年度末の基金残高でございますが、一般会計に係る基金残高が、総額 75 億 9,303 万円、土地開発基金残高が 1 億 2,410 万円、そして特別会計に係る基金残高が、総額 2 億 5,726 万円、総合計で 79 億 7,439 万円となる見込みでございます。その内、主なものは、財政調整基金が 26 億 8,726 万円、減債基金が 13 億 6,963 万円、合併振興基金が 21 億 8,000 万円となっております。

次に、平成 21 年度地方債残高は、一般会計分が 185 億 4,244 万円、特別会計等分が 154 億 3,878 万円、合計で 339 億 8,122 万円となっております。特別会計等の内訳は、簡易水

道事業特別会計が 38 億 2,198 万円、特定環境保全公共下水道事業特別会計が 74 億 4,109 万円、生活排水処理事業特別会計が 33 億 2,115 万円、水道事業会計が 8 億 5,455 万円でございます。

以上のような財政状況の中で、今後の財政運営において懸念される点が 2 点ございます。

1 点目は、地方債残高の多さでございます。佐用町は合併後間もないために、やむを得ない面もあるわけでございますが、合併していない他団体と比較すると一目瞭然であります。人口規模が同程度の福崎町は、平成 20 年度末普通会計債残高が約 96 億円、隣の上郡町は約 112 億円、太子町は約 89 億円、佐用町が約 186 億円でございますから、突出して多くなっております。地方債残高の多さは、毎年の公債費負担の重さに直結し、財政を硬直化させます。先ほどの 3 団体の平成 20 年度普通会計決算における公債費の額と、その歳出に占める割合を申し上げますと、福崎町が 8 億 8,200 万円 12.9 パーセント、上郡町が 10 億 8,500 万円 11.8 パーセント、太子町が 10 億 400 万円 11.9 パーセントであるのに対しまして、佐用町は 22 億 3,200 万円 17.9 パーセントでございます。暫くは、このような状況が続くため、いざというときの財政出動に際しては、基金に頼らざるを得ないのが佐用町の現状であります。新規地方債の発行を抑制し、可能な限り繰上償還を行い、地方債残高の圧縮を図ることが第一の財政的課題であると考えております。

懸念される 2 点目でございますが、地方交付税の、今後の減少であります。平成 21 年度普通交付税交付額 51 億 2,316 万円の内、合併算定替えによる増加額は、11 億 5,000 万円余りでありました。これをベースに将来の交付税額を試算いたしますと、平成 28 年度以降の交付税逓減期間に入れば、初年度は 1 億円、2 年目は 3 億円、3 年目は 5 億円と減っていき、平成 33 年度には 40 億円台を切るところまで減額となる計算になります。減額分の 11 億円は、町職員 100 人分の人件費でもカバーしきれない、佐用町にとって非常に重い宿題であります。交付税の逓減開始は遠い未来ではなく、近い将来に必ずやって来ます。町政を預かる立場といたしまして、先ほど申し上げました地方債残高の圧縮と併せて、経常的経費を抑え、危機感を持って財政運営に当たらなければならないというふうに考えております。

次に、3 点目の、町民の要望に十分応えられる財政状況だと思うが、その見解、私の見解はというご質問について、お答えをさせていただきます。

子どもの医療費の中学卒業まで完全無料化にすべきとのご質問でございますが、昨日の金谷議員のご質問にもお答えをしましたとおり、県下の制度では、小学校 3 年生までの乳幼児等が対象ですが、佐用町では、この制度を中学 3 年生まで対象に拡充いたしておりますので、県下の市町と比較しても決して遅れているわけはございません。今後とも、現制度を継続する考えの中で、ご理解をいただきたいと思います。

次に、国保税の 1 世帯平均で 1 万円引下げよとのご質問でございますが、これも、昨日の金谷議員のご質問とも関連いたしますが、21 年度決算見込みにおきまして、一般会計繰入金のうち、法定外の繰入金によって、町民負担を少しでも軽減できるよう努めているため、実質、世帯、金額にして 1 万円以上を補填して負担の軽減に努めております。

また、最後に、仕組み債についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在の評価損についてであります。昨日、新田議員のご質問にも、ご説明いたしました。本年度末の時価評価額は、約 2 億 3,500 万円で約 6,500 万円の評価損ということの計算になります。

また、朝来市が調査を依頼した弁護士らの報告書は、仕組み債を基金で運用するのは違法としているとのことでございますが、朝来市の調査報告書によると、金融機関の説明義務違反とか、公金である基金を変動リスクのある商品に勧誘すること自体に違法性が高いとされておりますが、これは朝来市の調査委員会の弁護士の見解であって、本町の指定金

銭信託 3 億円については、元本も保証がされており、違法性はないというふうに判断をいたしております。

以上で、鍋島議員からのご質問に対しまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、再質問、時間までさせていただきます。

まず、住宅再建の関係で、再質問をさせていただきます。住宅再建で、復興住宅、それから立ち退き者への提供問題。それから、町営住宅という形で、質問をさせていただいております。

で、これで確認したいのは、共通しているのはね、この仮設入居者にしても、久崎の町営住宅の入居者にしてもね、非常に将来不安な思いをされているということであります。まあ、仮設入居者については、3 月にアンケートをしたそうでありますけども、まあ、町の災害復興計画では、復興住宅を建設、検討ということになっているんで、その立場で検討されていると思いますけど、3 月、アンケート調査、それから聞き取り調査等でね、一定の方向が出たということでありますけれども、復興計画を具体化していく場合に、これを根拠にされるのか、それとも、最終的なね、最終的な調査をされるのか。されるんだったら、いつされるのかということ。それ 1 点目。

それから、町営住宅問題であります。あっ、その前にね、立ち退き者の問題ですね。昨日の川原町の話もありました。立ち退き者の問題では、昨日、ニーズをお聞きするというところでね、答弁し、場合によっては、集団の分譲移転というような、方向も出ておりました。このニーズ調査をされるのであれば、立ち退き者のね、これは、いつされるのか。これ、立ち退きとの関係からしたらね、これを明確にしていきたい。これが 2 点目。

それから、3 点目の町営住宅問題です。これは非常にね、不安な思いになっているんです。何が不安かと言いますとね、先ほど、町長は、建設場所等含めて、関係者と協議し、決めていくということで、方向性を出されました。しかし、入居者等はですね、果たして、建設するものかどうなのかを、明確にね、してくれないというふうに言っておられるんですね。

それから、2 つ目には、当然のことながら、高齢者が多いです。あの入居者はね。今、立ち退き者は、16 戸になってますけども、高齢者が多い。当然のことながら、住み慣れた地域で暮らしたい。これはね、阪神淡路大震災での大きな教訓があります。そういうことからすれば、当然もう、町営住宅建設をね、久崎地内、どこかは検討したらいいけども、この 2 点はね、もう住民に対して明確にできるんじゃないか。住宅の問題ではね。その 3 点について、再質問します。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 今現在、仮設住宅でね、暮らしていただいている方の住宅再建を、できるだけ早く行っていかなきゃいけないと。まあ、仮設から、期限も、2 年間という期限がございますし、できるだけ早くこう、しっかりと安心して暮らしていただける状態にさせていただくための努力をしなければいけないと思っております。

で、まあ、この調査を、今させていただいて、これ、基本的な調査の中で、町の方針を、事業に取り組む、いろいろな課題を、今、考えておりますけれども、当然、仮設、町営住宅に入居したいと、そういう、公営住宅にですね、そういう方のニーズ等も把握しておりますので、今回の、先ほど、次の、町営住宅の、今回の事業で、立ち退きをして、建て替えをしなきゃいけないという問題。そういうこととも、当然、総合的に考えてですね、これを解決をしていきたいなということを、まず思っております。

で、まあ、調査等について、これで全て終わったのかと言われますけども、当然、まだまだ、最終、いろんな計画を基に、また説明もして、皆さんのご意向も、また確認もしていくということのね、やっぱり、丁寧な、これから事業の進め方をしていかなきゃいけないと思っておりますから、今後の事業の、また進める、それぞれの段階においてね、意向について、また伺って参りたいというふうに思っております。

また、立ち退き者を、お願いしていかなきゃいけない方々、こういう方々の問題についてもですね、この調査、その方の要望なりも聞いていかなきゃいけないんですけども、この件についてはですね、昨日も出たと思うんですけども、今、河川の改修計画がですね、今、説明をされて、最終的に、まだ用地の確定、物件の調査、こういうものは、できておりません。で、どれぐらいなところが、実際の起業用地としてお願いをしなきゃいけないのか、その物件に、それに対する補償が、いくらぐらいの補償が算定されるのか。そういうものがですね、やっぱり出て来ないと、一人ひとりの方のにとって、じゃあ、次、どう希望を持たれるのかというのが変わってくると思います。

ですから、県として、事業を早く進めていかなければならない中で、できるだけ早く、まず、1つの用地の確定、補償額のだいたい算定、提示をですね、していただく。その後、地域の皆さん方の要望というものについても、町としては、県と一緒に聞いて参りたいなというふうに思っております。

それから、町営住宅に、今の、久崎の住宅を立ち退きをしなきゃいけないと。新しく、それを、私は、当然、建設するのに当たってですね、できるだけ近く、住み慣れた生活範囲内ですね、建て替えができることが、望ましいというふうにも考えておりますし、また、先ほど言いましたように、仮設住宅に入っておられる方も、その復興住宅としてですね、同時に、やはり、そういう希望があれば、そういう希望と一緒に考えていった方が、より住みやすい環境が作れるのではないかなというふうにも考えておりますのでね、そういう点は、十分に、今後配慮しながら、考えながらね、事業を進めてまいりたいなというふうに思っております。

以上で、答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、町営住宅の関係で、再度確認したいんですが、だいたい方向性としてはね、明らかにされておるんですね。もう久崎、住み慣れた所ということですね、そのことをね、なぜ明快に出せないのか。つまりなぜかと言うと、町営住宅の説明会でも、そのことを明らかにしないということがあるんで、例えば、農協支所跡とか、城陽電子跡とかね、ああいった町有地があるわけですけども、あの辺りも候補として考えてるとか、そういった点での、町の考えは明らかにすることはできないのかどうかね。

それから、2つ目に、当然、20棟の町営住宅が立ち退きになります。これは、どうなんですか、その、県に対しては、あの建物も、新しいので、昭和53年築ですからね、まあ、

法に言う、45年ですか。耐用年数。まあ、2度災害遭ってますから、傷んでますけど。これは、住宅も含めて県に、無償、土地も、無償譲渡というような扱いになるのかどうか。そのあたりは、どうなのか。この点も併せて。

それから3つ目、申し訳ない。時間がないんで。いわゆる避難所の問題ですね。つまり、こういった施設建設と併せて避難所というのが、集落内の、下の住民の方から、強く出されている。つまり、小学校の避難所は危ないと。遠い。遠方にあるためね。こういう施設建設と併せて避難所建設を考えることはできないのか。この3点をお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まず、建設についてはね、もう住宅が河川の拡幅に支障が出るということ、その計画内に入ったということは、もう明確になりましたので、この件について、先般、住宅の方にですね、説明をさせていただいております。ただ、その時に、どこに、それじゃあ、新しい住宅を建設するか、これを明確にね、なぜ言えないのかということですけれども、私も、この住宅が移転になった場合に、新たに、その作る場所っていうのは、近くに町用地もありますと。まあ、そういう中で、今、言われるような、城陽電子の跡とかですね、農協の買収した所、そういう所が1つの候補地であるということは、当然、その話の中では、今まででも、持ち出しております。

ただ、これは、やっぱり、地域の、全体の中での用地、この土地を、どう活用していくかということも、1つ前提、大きな前段がありますのでね、まあ、当時、保育所を、そこに移転するということなどがね、旧町の、その時の土地を買収する時に、1つ、地域の中で、お話があって、買収されたということも聞いておりますのでね、それから、時代も変わって、状況も変わっております。しかし、そのことを、やはり地域の皆さんにも一緒に話に入っていて、理解をいただくということが、1つ、ないとですね、（聴取不能）ここにしますということを、まず決定した上で、話をすることができないというのが、今の現状です。

ですから、そのへんは、災害があって、その災害対応について、私も、地元でも説明させていただいた時に、町営住宅等も非常に古い、災害が、あの時に受けた。このままではおけない。その住宅の、この建て替えなり再建をする時に、今、言われた、避難的な機能を持つものも、その、考える必要があるだろうと。特に、久崎地区というのは、何回も被災をされておりますし、今回の被災の中でも、非常に大きな被害が受けられたと。まあ、今回、河道、河川の改修は、徹底的にやっていただく、安全な形にさせていただくとしても、まだまだ、その不安は、非常に大きい。ある。そういう中で、避難所についてもですね、久崎の中で、地区の、この地域で、そういう町営住宅等の建設を考える中で、一緒に考えたいということは、私の方からも、以前にも申し上げております。そういう考え方をね。そういうことも踏まえて、地域からも、要望としても、また、聞いておりますのでね、まあ、そういう考え、総合的に、やっぱりいろいろと、これから進めてまいりたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 確かに、城陽等の跡地の問題についてはね、久崎保育園の移転という、住民のね、今までの合意があるわけですがけれども、それを入れたとしてもね、あの一帯の面積的には、可能じゃないかというようなことは、どうなのかという点もありますわね。90 人定員が 45 人に、久崎保育園はなってますから、そのあたりも加味して考えたらどうかと。

それで、住宅問題で最後の 1 つ、条例が違法じゃないかということで、これは、明らかに違法なんです。使用料は条例で定めなきゃいけない。ところが、だから、町営住宅も、ちゃんと町営住宅条例もね、条例で、第 16 条で、施行令何条による家賃とするという形で条例で定めておるんです。ところが、五反田住宅だけが、規則によるというようなね、定め方をしている。これは、県に聞いてみたら、一部であれば認められるという、そういうもんじゃないですよ。これ全部ですよ。全部を規則で定めておるんです。その点から見たら、明らかに違法だと思いますから、この点は、是非、再考していただきたいというふうに思います。まあ、その答弁は、もうよろしいです。

それで、次の災害について伺います。まず、査定漏れの深刻な状況は、分かりました。是非、県、農政局に、二次申請の要請を続けていただきたい。大きな負担になります。それで、確認したいのは、だったら、今の査定漏れの町補助のね、95 パーセント、限度額 5 万円、これを徹底されるのかということですね。つまり、ある所で聞いたら、はるかに、100 万近いのに、90 パーセント補助というようなことも、チラッと聞いたことあるんですけども、そういったことがないかどうか、チェックされたらどうかと。本来、査定にかかるものが、実際、小災害の、町単補助の 90 パーセントの補助になっていけばね、これは当然、改めるべきなんで、そのあたりのチェックをする気がないのかが 1 点。

それから、2 点目に、小赤松橋の関係でありますけども、これね、単なる災害復旧工事だったら、原形復旧でよろしいですよ。4 メートル幅員、余分な分は、町が持ち出しなさい。ところが、これは、県の河川改修工事ですね。あの千種川。もう改良という範囲じゃないですよ。河川改修緊急河道工事、それに対する小赤松橋の工事という、この趣旨からすれば、幅員分は、当然町ということ自体おかしいんじゃないか。この点について、お願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町の補助についてはですね、当然、公平に実施していかなくちゃいけません。もし、間違った率で交付ということ、そんなことは、担当者としても、当然、あり得ないと思ってますし、それは、交付する時点で、ちゃんとチェックをしながらやっていきます。

それから、復旧についてですね、これは小赤松の橋だけではなくて、この今回の河道改良の中で、54 キロにわたって、私は橋、関係する橋が全て、いろんな状態のがありますけども、町道や県道、70 以上、何か、橋があるように聞いて、そういうふうに聞いております。まず、これをですね、全て、本当に、せっかく架け替えたりするんだから、広く、また使いやすいようにということをね、できれば一番いいわけです。

ただ、これは、国の、やはり災害復興するための定めとして、その原形復旧ということになっているわけでありまして、町としては、当然、必要な所についてはね、今回、こういう場合には、県と協議をして、改良も、当然、元々、町としても、将来的には考えていかなければならないものをね、この際、この必要に応じて、この事業として、こういう改

良をしていくということで考えていきたいと思います。

まあ、県にできるだけ、町費のですね、負担が軽減できるように、また、町としても、財源的に、全く単費でできるものではないんで、いろんな起債等、交付税算入がいただいて、実質的な軽減が図れるような対策、考え方で、取り組んで参りたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） この橋については、危険性から何から、町長自身が認めておられるし、引き続き、県とも協議するという方向で、回答いただいたんで、そのことは是非ね、筋を通していただきたいというふうに思います。

最後に、財政の関係で伺います。まあ、いろんな指標をね、細かく言っても、あれなんで、1つね、私、指標のポイントというのは、本町の場合ね、標準財政規模だと思っているんですね。で、標準財政規模は、ご存知のように、経常一般財源の規模ですから、これが結局、町が、町民のために自由に使える、そういった規模、財政規模を表している。で、これが、やっぱりね、標準税収入額と、臨時財政対策債と普通地方交付税を合算したということで、先ほど言われましたけども、これがやっぱり年々大きくなって、20年、21年で、3億円伸びてきている。やっぱり、これが、今ね、平成20年度の終わりに、町長が、佐用広報で、こういう正月のあいさつされておるんやね。20年度の時点で、町は、安定した財政運営をやっていると。なったという、これは広報で出ているんですね。その、町長が安定したと言った時期よりも、むしろ標準財政規模、大きくなって、他の財政指標見てもね、やっぱり大きく改まって来ている。

それから、先ほど、起債が大きいと言われましたけれども、上郡や福崎と比べたらあかんのですよ。96、100で、本町が180。まあ、普通会計ですけど。何があかんか。これは、以前、前の、誰でしたか、財政課長がされてたね、この本会議で何回もやったんだけど、本町の場合は、交付税算入分があるから、実質56パーセント、あの時点でね、56パーセントが、返さなくていい借金、つまり、交付税算入されるという、そういう借金なんですね。だから、今はまあ、正確に計算してたらいいけども、だから、それを加味して、この借金問題を考えないと、表面的に出ている数字だけで、大変借金が多い、余所の町より多いという見方はね、これは、正しい財政分析じゃない。そういった点では、ひとつ間違いだと、はっきり言っておきます。

だから、現状としては、基金においてもね、あれほど、もう6億円になると言った基金が、むしろ、最終的に、26億7,000万円ですから、平成20年度より、こんな言い方悪いけども、焼け太りしているというようなことになってますね。端的に言うならば。そういった状況から見ると、安定した財政運営は、もう間違いのないということだというふうに思います。で、将来的に、確かに、交付税については、一本算定ということですね、将来不安だと。これは、当たり前なんですけれども、ただ、私は、その不安を感じるよりもね、今の財政をいかに、被災者や町民のために、どう振り向けていくかと。先の不安も大事だけど、今のね、困っておられる、この方達にね、財源を振り分けていく。そして、町民の皆さんと一緒にね、何とか暮らしやすい町を作っていく。そういう立場がね、今、特に、求められている。だから、26億円の財調を、6億円にせいとは言いませんけども、あの20億から来た、特別地方交付税というのは、これは、災害援助ですよ。当然、貯金だけに回すんじゃなくて、大きくね、被災者、町民のために使うべきだと、このように指摘し

ますが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、それは、必要なね、今、これ、災害受けられて、こういう状態になった中で、いかに町民の方が、自立をして、また再建していただくか、そういうことに必要な、町としての支援、そのために必要なお金がある限り、それは、使用していくということが、適切だと思っております。そのために、今回の災害に当たりましてはね、基金を 20 億近く取り崩してですね、まあ、いろんな対応をしてきたいという結果を見ていただければ分かると思います。

ただ、この度、交付税、たくさん交付をいただいて、また、交付税についての、財政、によって、財政調整基金を、また積み増しを行いました。これはですね、当然その将来的な、長期的な財政運営に責任を持たなければならないと同時にですね、安定をさせなければいけないということも、これは当然なんですけども、近々の、この対策について、必要なお金は、当然、この中から、基金を取り崩してでも、しっかりと対応していくという姿勢は、私は、持っております。

ただ、災害においてですね、今、まだ 1 年経っておりません。今、やっている事業というのは、補助災と言われるですね、非常に高率な補助をいただける事業で取り組んでおりますけども、しかし、これからですね、実際に、町が本当に、その谷、谷の奥、また、実際これだけ、災害の中で、将来に向けて、地域のいろんな課題を対応していくためにはですね、どうしても、やっぱり、こういう補助をいただけるようなものじゃない。町が単独で取り組んでいかなければならない事業が、たくさんあるというふうに思っております。そういうことにね、やっぱりきっちりと対応できる、やっぱり財政状況でないと、また、この町民の皆さんの不安というものはぬぐえないと思っておりますので、そういう財政運営を、今後、堅持していきたいというふうに思っております。

議長（矢内作夫君） 後 3 分。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） ええっと、じゃあ、昨日、新田議員の質問に対する町長の答弁でね、ちょっとこれ、明らかに、それがいけないのは、三井住友の 3 億円の金銭信託、これ正確には、指定金銭信託ですけども、これは、金銭信託で仕組み債ではないというふうに町長は、答弁されておる。私は、これは、間違いだと思うんですよ。

と言うのは、あの指定金銭信託自体がね、やっぱり三井住友が 30 年ものの国債を買って、その固定金利でね、外国投資会社に、それを預けて、その運用するという商品ですね。ですから、指定金銭信託自体が、仕組み債というのが、もう一般的だし、だから、朝日、神戸、メディアにしても、それから、経済学者もね、これはもう明らかに仕組み債ということで、佐用町も、その一覧に入れておるんですね。そういう状況からすれば、確かに、対三井住友に対しては、3 億円の金銭信託かもしれないけども、それが、そのように運用されている。だから、30 年間塩漬け。経たなければ、元金が返ってこない。まあ、うまく

円安になれば、儲けが出てくるというけども、実際、その見込みがないと。こういったね、ハイリスクな商品を買っているということになっている。そういうことからすれば、まさしく、指定金銭信託そのものが、仕組み債と見るのが当然じゃないかと。

町長が、どうしても違うと言われるんだったら、朝日や神戸新聞に抗議すべきじゃないか。仕組み債という形で、大々的に報道しておるんだから。私は、それはできないというふうに思うんだけど、仕組み債であるならば、これは、やはり、地方自治法の、ハイリスク商品への運用、公金のね、やっぱり違反だというふうに思うんですけど、答弁お願いします。

議長（矢内作夫君） はい、町長。担当課長、いきますか。

〔会計課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、会計課長。

会計課長（新庄 孝君） 仕組み債としましては、通称ね、特に決まった定義ではないと思います。

で、まあ、形によってね、販売会社によって、今回まあ、株式会社三井住友とね、契約しまして、金銭信託という呼び名になっておりますけれども、特に、決まった定義はないというふうに思っております。

〔議会事務局長「時間です」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、以上で、鍋島裕文君の発言は終わりました。

ここで、昼食のため、休憩をいたします。再開を2時ということにいたします。

午後00時39分 休憩

午後02時00分 再開

議長（矢内作夫君） それでは、休憩を解き、一般質問を続行いたします。

続いて、6番、松尾文雄君の発言を許可いたします。松尾君。

〔6番 松尾文雄君 登壇〕

6番（松尾文雄君） それでは、一般質問に入りたいと思います。よろしくお願いします。

17年10月に合併して以来、4年8カ月が過ぎ、5年目を迎えていますが、この間、行政におきましては、1つのまちづくりに向けた、いろんな調整が行われております。そういった中、負担が軽減されたものもあれば、負担が増になったものもあるような状況であります。そういった中、協働のまちづくりを推進するため、新たな地域自治組織として、概ね小学校区単位で、13の地域で、地域づくり協議会が設置されております。その地域で献身的に取り組んでいただき活動をしていただいております。

そこで、以下の点について、お伺いしたいと思います。

地域づくり協議会などを、どのような方向に導きたいのか、まず伺います。

続きまして、地域づくり協議会の予算に差があるのは、なぜか。

3点目としましては、機構改革の上から、支所と地域づくり協議会の関係について、ど

のように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

大きな2点目につきましては、青少年センターの充実についてであります。

合併後、各種の団体においては、ほとんどが統合されていますが、青少年に係わる団体については、いまだ、何も行われておりません。そのような中、昨年、青少年センターが設置されましたが、今後どのように充実を図られるのか、以下の点について伺いたいと思います。

まず1つ目は、青少年に係わる団体がいない地域もありますが、今後、どのようにするのか。

2点目としましては、統合についての考えは。

3点目、青少年センターと地域にある青少年に係わる団体との関係をどのように図られるのか。伺っていききたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、松尾議員からのご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の内、後の青少年センターの充実についてというご質問につきましては、後ほど、教育長の方から答弁させていただきます。

それでは、まず最初の、地域づくり協議会の今後についてということでございますが、まちづくりの基本理念は、町総合計画で示しておりますが、その理念と同様に、その地域の特徴や特性を活かした、協働の地域づくりを進め、住民一人ひとりが元気で幸せを実感しながら地域に愛着を持って住み続けたいと思えるような地域づくりを目指しております。

特に、地域によって事業内容は違って、目指す目標は、ひとまち自然がきらめく共生の郷佐用、わたしたちの手でつくるわたしたちのまちであります。そして、協働を進めるための校区の地域自治活動組織となるよう、導いていきたいと考えております。

次に、2点目の、地域づくり協議会の予算に差があることについてのご質問でございますが、地域づくり協議会は、それぞれ特徴があり、協議会の構成員数の差や行事、事業も違います。そのため、参加者数や事業に要する経費等も違い、地域間での予算や補助金に差が生じております。地域づくり協議会への助成金は、運営費の助成金として、均等割で1協議会10万円、世帯割として1世帯219円を助成しております。また、活動助成金は、先ほど申しましたように、それぞれの協議会での事業内容などにより助成をいたしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の、支所と地域づくり協議会との関係についてのご質問でございますが、今年度は本庁を中心に、役場組織の大きな機構改革を行いました。地域づくり協議会の担当者は、支所も含めて1協議会、1担当で協議会運営などの支援をして参ります。基本的に、担当者は事務局ではありませんので、協議会の事務局の中心はセンター長さんをお願いをして事業を進めております。これは、支所においても同様でございます。

今後、町といたしましては、センター長さんや役員さんが中心になり、地域自身が地域の将来像を考えて事業計画を策定し、計画の実現に向けた自主的な活動が活発になるよう、進めていきたいと考えております。そして、安全で安心して住める地域づくりを目指して、地域と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働のまちづくりを進めて参りたいと考えております。

次の質問につきまして、教育長、答弁お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、勝山教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 引き続きまして、第2問の青少年センターの充実について、お答えさせていただきます。

皆様のご理解を得て、昨年度設置いただきました、佐用町青少年育成センターは、指導員と相談員の2名を配置いただき、設置条例に基づいた、巡回補導活動、更には、相談活動、環境浄化活動、関係機関との連携などの業務を行っております。また、ご承知のとおり、この活動の上位法令は、兵庫県青少年愛護条例でありまして、青少年の健全育成と、それを阻害するものから保護することを目的としております。そして、更に、本年4月から施行されました、子ども・若者育成支援推進法の背景にある、児童虐待、いじめ、有害情報の氾濫、また、ニートや引きこもり、不登校など、対象年齢も乳幼児から30歳までとなり、その育成と支援の推進につきましても青少年育成センターの業務と捉え、関係機関の協力を得ながら活動していきたいと考えているところであります。

そこで、青少年育成センターを所管する教育委員会の立場での答弁となりますが、まず、1点目の、青少年に係わる団体が無い地域を、今後どのようにするのかとのご質問であります。佐用地域には、青少年を育てる会。南光三河地域には、三土地区青少年を守る会。三日月地域には、青少年健全育成活動委員会の、この3団体が、各地域において、青少年の健全育成を目的として、長年活動していただいているところであります。本年度の青少年を育てる会代議員会におきまして、それぞれの地域に根ざし特色ある活動を続けながら、健全育成団体の母体組織を立ち上げ、町全域に広げていく方向を、今年度中にまとめていくことが承認されており、2点目の統合についての協議が進められるものと期待しているところであります。

また、地域づくり協議会におきましても、イベントや地域交流事業へ青少年の参加にご配慮いただき、児童生徒の登下校の見守りなどの取り組みもしていただいております。青少年育成センターからも、地域づくり協議会の組織に青少年育成部会のような部会を設けていただけないかと、ご相談をさせていただいております。

また、3点目の、青少年育成センターと地域青少年育成組織との関係についてでございますが、青少年育成センターとしましては、地域の青少年育成団体は、重要な関係機関として連携を深め、情報を共有し青少年の健全育成の環境づくりに努めていかなければならないと考えております。

以上、青少年センターに関する答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） それでは、まず1点目の地域づくり協議会の今後についてという部分からいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、地域づくり協議会に、どのような方向に導きたいのかというふうな部分で、意外と、それぞれ、センター長が、結構悩んでおられる部分でもあるわけですが、先ほども、町長、答えられましたように、何となく分かるんですけれども、もう少し、具体的な方向性というものは、分からないかなというふうには思うんです。ちょっと、大雑把になって

いるんで、本当こう、地域づくり協議会そのもののあり方というの、今後、どのように考えられる。この佐用町合併して、非常に、一番メインの事業みたいなものですから、この地域づくり協議会、13の地域づくり協議会の方向性というものを、もう少し具体的に分かりませんか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この地域づくりとか、地域での、このまちづくり、まあ、住民のいろんな活動、こういうものについて、非常にまあ、いろいろと、きちっと枠にはめてですね、限定するものではないというふうに思います。1つの方向性は示さなきゃいけないんですけども、その、実際に、活動については、答弁でも申しましたように、その地域の皆さん方が、参加を、まず参加をしていただく。その中で、皆さんの意見の中で、いろいろな活動に取り組んでいただくと。そのこと自体が、まあ、いろいろと、その地域の活性化にもつながっていくという、そういう考え方でありますので、その、今、言われる、何となく分かるでいいんでないかなという気もします。その部分ではね。

ただ、センター長さんに、いろいろと中心になって、そして、地域の自治会長さん、役員さん、それぞれ皆参加して、これまでの集落自治組織というのは、どうしてもまあ、集落の、いろいろと、大きさも規模も違いますし、また、年齢構成も非常に違います。また、長年の集落自治が支えてきた、地域を支えていく活動も、役員さんを中心に、限られた中で、参加される人も少なくなってきたと。そういうことでは、やはり、これから、ますます高齢化をし、また、集落維持が難しい地域等も出て来ているわけなんで、もっと広域的にと言いますか、生活する範囲も非常に、今、時代と共に大きく広がっている面もありますから、そういう小学校単位というですね、地域、本来、一番、長年の歴史と、皆さん方が、非常に絆の強い広域、範囲内の範囲で、地域のことを一緒に考えて取り組んでいただきたい。考えていただきたいと。そして、その中で、この協議会活動という、まあ1つの組織を作っていただいたわけでありまして、合併して、町の行政の目が、どうしても当時、広くなれば、行き届かなくなるんじゃないかという心配も、いろいろとありました。そういう面からもですね、やはり、地域の課題というものを、しっかりと行政と共に、考えて、それぞれ隔々まで、まあ、そういう目が届き、また、きちっと、公平な、また行政もできるような、体制を作っていこうというのが、地域づくり協議会の1つの、また目的でもありましたので、そういう面で、この地域づくり協議会が設立されて5年目を迎えたわけです。これまで、まあ、手探りのような状態で、進めていただいた点もありますけども、そこそこの地域づくり協議会の活動を、ずっと長年お世話になった皆さん方において、段々と、そのへんの方向は、皆さんもご理解いただいて、活動内容、地域づくり計画というものも策定をしていただいております。そういう中でね、地域の課題を、具体的に掲げていただいたり、今後、そのことを実現、具現化していくためにですね、町としても取り組むべきところは、一緒に取り組んでいく方向に、今、向かっておりますので、私は、一步一步、それは、地域づくり協議会としての活動というものの、まあ、その必要性というものが、しっかりとしてきたのではないかなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） まあまあ、何となくでいいんじゃないかというふうな部分ですけども、その何となくが、どうしてもこう、いわゆる活動助成金、そちらの方に影響しているんじゃないかなというふうに思うんですね。

13 の地域協議会そのものが、それぞれの捉え方が違いますから、そやから、活動のやり方によって、まあ、本年度の予算でもそうですけども、一番たくさんいただいている活動助成金のところでも、118 万あります。一番多い箇所が。ただし、逆に一番少ないところは、5 万 1,000 円。この差っていうのは、どういう差があるんかというふうな部分ですね。

当然、いわゆる、こういった方向に導きたいかというのが、十分に理解できてないがために、そういうふうな方向。それで、それぞれ、13 の地域づくり協議会、一生懸命、皆、取り組まれております。にも係わらず、活動助成金の、この差っていうのは、どこの差なんですか。

やはり、この 5 年間は、いろんな意味で調整する段階、それは、それで良かったかもしれませんが、やはり、これからの、いくためには、そういった方向付けを、はっきりしとかないと、118 万、片や 5 万 1,000 円、この活動助成の違い、これは非常にこう、説明しにくいわけですよ。そやから、そういった点の差は、どういう部分か、ちょっと伺いしておきます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まず、5 万 1,000 円というのは、ちょっと、私、その、間違いではないかと思うんですけれども、51 万ですか。5 万 1,000 円ですか。本当に。

〔松尾君「そうそう」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 活動助成金として、まあその、各地域づくり協議会での、年間の活動計画等いただいてですね、必要な経費というものは、私は、予算全体の、総予算というものは、ある程度決めておりますけれども、これは、合併振興基金 21 億 8,000 万の利子を、まず、その活動資金に充てるとい、財源とするということに基本的には、しているんですけれども、まあ、その中でですね、センター長さん達も、最初の 1 年、2 年はですね、過去の、今、やってきたこと、急に新しいことができることでもないの、これまでも地域の中で、いろんな活動をされてきています。そういうものを基礎にして、いわゆる公民館活動でありますとか、その地域ごとでの年間活動、そういうものに必要な経費、ただ、それについても、その別の予算でね、やっておられる場合もありますし、特別に、その地域づくり協議会ができたから、予算があるから、何が何でも、何かの事業をしなきゃいけないという、無理に、事業をするということではなくてですね、地域で皆さんで、必要な事業を考えていただいて、それに対して、必要な予算、経費は、助成をしていこうという考え方であります。

で、まあ、各地域、13 もありますので、それぞれ特色があると思うんですけれども、ただ、センター長さん達も、それぞれの各、他の地域の状況というものも、やはり、この 5 年間でね、センター長さん合同会議とか、また、活動の報告書等の取りまとめもしてますし、それを全部に配る、配布もしておりますから、そういう内容もよくお互いに情報交換をし、そして、各地域で新たに取り組むことを、こうしていこうとか、予算的にも、これぐらい

の予算を掛け、町の方にも要求をしていただければ結構なんで、そういうことが、段々調整されてくると思います。

特にまあ、これからですね、具体的な地域づくり計画、活動計画を作っていた段階でね、これまで例えば、助成の少なかった所に、新たな、必要な大きな事業が入ってくる可能性もありますし、その今の、ただ単年度の地域づくり協議会の活動助成が、大きく違うということだけで、その活動内容のね、方向性が違っているんだと。分かってないんだというふうには、私は、見ておりません。

特に、その5万1,000円というのは、ちょっと、私も、そんな大きな差はないと思っているんですけども。はい。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まず、活動助成金については、活動の実績、計画による算定額いうことになっているわけですね。それで、22年度がそういうふうになってる。まあ、事業総額、そのものいうたら、ほとんどの各協議会そのもの、総額的には、いわゆる一緒のような金額ですわ。いわゆる110万から130万ぐらいまでの部分です。確かに。

しかし、その前に、いわゆる運営助成金というのは、先ほど、町長も言われましたけども、均等割が各10万。それで、後、世帯数割いう部分で、概ね1戸当たり、216円から220円ぐらいの予算が付いている。それで、これがいわゆる運営助成金ですから、これは、いわゆる世帯数が多いからうが、少なからうが、世帯数に応じた格好で運営費というのは、どうしても要りますから、それはある。

それで、そこへ活動助成金ということで、活動実績、いわゆる、今いう5年目ですから、ここ4年間の活動実績と、今後の計画というものの算定した金額の部分、今言う、一番少ないところでは、5万1,000円しか出てない。多い所では、118万。これは、あくまで活動の実績にかかわる算定ですから、この差の違いというのは、やっぱりもっと明確にしないと、いわゆる、この5万1,000円の地域が、本当にこれ、これだけしかしてないんかという問題になります。やっぱり、そうじゃない思うんですよ。やっぱり、その地域は、その地域で、もっと、しっかりやっているかと思うんで、やはり、この算定の仕方そのものに、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うわけです。

そやから、そこらを、やはり行政として、この13の地域づくり協議会に対して、その活動報告、まあ当然、皆受けているわけですけども、それらを十分理解した上でやらないと、そやから、どう言うんかな、この算定基準が分からないんですよ。そやから、事業費として、金がないんですから、こう追加で補正ください。ください言うたら、それが実績として、いただいているのか。もしや、予算的に無い所は、いや無いからということで、辛抱しながら、金の掛からない事業をしている、そういった所は、そういった予算には反映されないのか、そういった部分がありますんで、その、いわゆるかなりの金額の、この差は、もっと明確にしていけないと、地域づくり協議会で、それぞれ頑張っておられる方々が、何のためやとかいうふうな部分があるんじゃないかないうふうに思います。そこら、もう少し、算定基準というのが分かれば、お願いしたいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、地域づくり協議会の予算の、その内訳もですね、町が直接、当然、そういう財源を基に予算措置を行っているわけですけども、まあ、ここ、県民交流広場というですね、県も、こういう地域の住民活動に支援をしていこうという事業が入ってきました。それは、やっぱし、県がこういう、全県下で行っている事業なんですけども、同じ人が、同じことを、ような目的でもってやっていくわけですから、その予算は、予算で、上手に使って有効活用していかなきゃいけないと。ですから、その県民交流広場予算というものをね、これまでの地域づくり協議会の予算に振り替えて使っていると。そういうことで、直接町から、お支払、予算化する分が減っているという所もあります。

それは、県民交流広場事業というのは、ハード事業とソフト事業というものが、ありましたから、そういう予算上の調整をされている点もございます。

で、今、私も、ちょっと三日月の地域づくり協議会、この総会に、ちょっと行ってなかったんで、これ見てなかったんですけども、確かに、当初の町助成金で、前年度が 63 万あったのが、今年度 5 万 1,000 円という決算になってますね。しかし、その活動費として、部活動とかいうものは、本年度も、82 万 2,000 円、それだけ使ってますね、前年度が 75 万 9,000 円、逆に 6 万 3,000 円プラスの活動をしていただいております。

ですから、そういう意味では、活動が無かったんじゃないかって、そして、予算も、これだけの予算を使われて活動していただいているということになると思いますので、まあ、その点、少し、予算の組み立ての中での、ちょっとこう、理解というものが、ちょっとしていただけてない点があるんじゃないかなというふうに思うんですけども。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） 確かに、県民交流広場の、いわゆる県の方から活動助成金が、全くゼロの所もあるわけですけども、先ほど、県の方から出ている場合、そういった町の活動費もカットしてありますよというふうな部分はあるんですけども、両方いただいている所もあるんやね。しっかりと。しっかりとね。それで、そこは、総金額、総事業額が、210 万からあるわけでしょ。一番多い所ですよ。いわゆる、先ほど言いました、町の活動助成金が 118 万、いわゆる県の交流広場の事業が 24 万、その他自主財源とか、いろいろあるんですけども、事業総額が 210 万 7,000 円の所がありますね。

それで、まあまあ、先ほど、名前言われましたけども、三日月が、いわゆる活動助成金が 5 万 1,000 円、それで県の交流広場が 35 万 4,200 円。いわゆる自主財源 24 万 7,000 円、114 万 1,200 円というふうな部分ですね。そやから、ここを単純に見ても倍半分ですね、極端に言いますと。それで、世帯数は、かたや 427 戸、それで 210 万、かたや 1,092 戸で、114 万 1,200 円というふうな部分です。やはり、もう 5 年目が来たらね、そういったとこ、世帯数に係わる、町として、行政として係わる金額いうたら、大概同じぐらいにしていけないと、あまりにもこう、差が酷すぎるという部分があります。まあ、今言う、事業費の総金額から言いますと、一番安い所で、1 戸当たり 953 円です。一番多い所で、1 万 2,634 円掛かっている。いわゆるここでも、総事業費から見ても、その各地域にかける行政の予算設定が理解できない。また、住民の方に説明もできない。確かに、地域として、一番多い所、1 万 2,000 円からもらっている所では、いろんな説明ができるかと思います。

ただ、その一番安い、953 円のところでは、どうやって説明していいかわからない。そやから、この差額というものの算定というものは、どのようになっているのかいうのを、特

に、聞かせていただければ、非常にありがたいんですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 町の方で算定して、この協議会は、これだけでやってくださいという算定を、決してしているわけじゃないということは、よくご存知、分かっているというところとあります。

まあ、地域の中で、地域づくり協議会の計画を作っていて、まあ、それは、じゃあ、これはお金がないから、お宅は、これは止めてくださいとか、この地域づくり協議会については、これだけしかできませんというような形で、それだけの差がついたということではないと思っています。

ですから、当然、先ほど言いましたように、各地域の活動の仕方と、今、いろいろと、これはまあ、当然、違いがあってもいいわけなんで、まあ、皆さん方、5年も経って、それぞれ毎年、こういう形で、各、他の地域づくり協議会の活動状況も、皆さんも踏まえながらですね、それぞれの地域の活動について考えていただいて、予算を立てていただく。そういう形になっておりますから、その説明というのは、やはり、その地域づくり協議会ごとのですね、活動内容が、それぞれ、そういう結果であったということで、これだけの、お金が掛けたから、その地域づくり協議会の活動の活発が、少ないから、活発でないとか、活発だったというわけではありません。まあ、お金を掛けない活動も、当然されていると思いますし、その金額の差だけでの地域づくり協議会の内容について、簡単に、単純にですね、判断をすることは、できないと思いますけれども、やはり、予算の面で言えば、確かに、大きな差がある。その内容については、もう少し活動の内容なり、よう十分にね、それぞれの地域づくり協議会、それぞれと比較もしながら、今後、考えていかなければならない問題ではないかと思えますけれども。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） 町長言われましたようにね、活動計画に基づいて予算編成というふうな部分で、いわゆる、その、そうなればね、各協議会で、どういった予算編成するかによって、かなり変わってくるわけでしょう。やはり、予算としては、町としては、これぐらいの予算とかいうの、だいたい、その中で、いろんな計画を立ててやってくださいというの普通だろうと思うんですよ。

ただ、計画だけ、ドンドン、ドンドン出してもらったら、その分を予算付きますよというのが、数字だけ見たら、そういうふうにはしか見えないという。そやから、逆に、数字から言えば、少ない所はしてない。多い所は、しっかり、それだけいろんな事業をやっているという。その事業でも費用の掛かる事業もあれば、かからない事業、いろいろあるわけですから、やはり、ここらは、もう少し分かりやすくしていかないと、いわゆる運営費というのは、それは、当たり前なんで、ただ、事業費の部分で、1戸当たりにかかわる金額は、年間これぐらいで、の範囲の中で、事業いうものを計画は立ててくださいというていかないと、差があまりにも酷すぎるわけですから、やはり地域格差というのは、こういう所から生まれてくるんで、やはり、地域づくり協議会というもののの中で、地域格差

いうものを、ドンドンなくしていく必要がある。

そこらを、その計画でも全部違ってくるんかな。昨年の事業報告書なんか、いろいろ見させてもらってますけども、それぞれ皆、一生懸命やってますよ。これだけの金額の差があるっていう思えない。おそらく、もう、それ報告書、そちらにも上がってますから、十分承知かと思うんですけども、この差が、この活動報告では見えないんですよ。そこから、そういった、いわゆる活動と予算との関係というのが理解できないんで、もう少しお願いします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） その内容をですね、いろいろと分析してみないと、私も、そこまでは、分析してませんけども、まあ実際に、活動をしているのにね、予算がない。それを、例えば、地域から持ち出しているとか、そういうことでは、当然、協議会のセンター長さんも、役員さんも承知いただけるわけではないと思います。

ですから、もし、それだけの活動をして、必要な経費で、それを町が見ていないんでしたら、私の方にも、もっとね、しっかりと、その予算について、これだけの差があると、その不公平だというような話も入って来ると思うんですよ。ですから、そういう点について、今まあ、指摘を受けておりますけども、その活動、今回の、特に最近、この県民交流広場事業の中では、この1校区、1小学校ですね、1,300万、このハード事業、ソフト事業あります。これを十分、どういうふうに使っていくか。そのへんの、その使い方、その資金の活用の仕方によって、かなり予算上の組み立てが違っている所が、たくさん出ておりますのでね、まあ、そのへんは、決して、活動内容等、町からの助成金の、今の差というものによって、簡単に判断できていないところもあることは、今、説明したとおりなんですけども、今後、センター長さん会議、これも、その1町、1町が単独で、この、こうして話しているんじゃないかって、合同で、会議を行っておりますし、それぞれのセンター長さん、他のセンターの状況というのも、ご存知ですから、その内容を見て、それぞれの自分のセンターでの活動についてね、十分に、まあ、そのへん、予算上必要であれば、また、今後、その要求をしていただきたいというふうに考えております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、それぞれ地域づくり協議会のね、センター長としては、やはり予算の中で動くというのが、仕事ですから、どうしても予算がないというような動きで、活動そのものも抑えてきた経過もあるわけですよ。やはり、今、町長言われたように、そのように予算が足らんようになったら、言うて来てもらったらいいんだという言われまされども、やはり町としての予算設定の中で、どれぐらいを目安にするんやということとは、きちっと明確にしておかないと、いわゆる先ほど言いました、されてますように、均等割が何ぼですよ、1戸あたり何ぼですよという、これは、運営費の中で決められる。その事業費においても、やはり、1戸当たり、総額的に、これぐらいですというぐらいの中で、事業を進めていってくれというようにしていかないと、今言う、こんだけの差があるということはね、事業にもの凄く影響してきますよ。やはり、これは、今直ぐにも、当然、

見直す必要があるかと思う。

まあ、センター長会議を開かれるということなんで、やはり、人口、人口いうんですか、戸数の一番少ないところは、82戸ですよ。一番多い所は、1,380。それで、総金額で言うたら、82戸のところで113万6,000円。戸数の一番多い所で、1,380戸あるんですけども、ここでも、130万2,000円しかない。やはり、この差っていうのは、やっぱり非常に違うわけですよ。やはり、そこらを予算上は、やはり住民、等しく、その予算の中でやっていくぐらいじゃないと、ここの過去の4年間、5年間は、もうやむを得んと思ってます。それは、それぞれ全然違う地域が、4つが一緒になったわけですから、当然、それを、一緒にしていくための調整の4年であり、5年であったというふうには、私は思ってますから。

しかし、これから、そうやなしに、1つの佐用町のまちづくりという観点の中から、どこの地域に住んでおろうと、同じサービスを受ける必要があるかと思う。そやけど、これだけの金額の差があるっていうのは、やはり地域づくり協議会そのものを、皆、一生懸命取り組んでおるんですけども、中々、同じようにいかないというのが、今の予算編成の中にあるかと思います。

そういった中で、いわゆる地域づくり協議会の若い人達が、こうしたい。ああしたい言うたって、提案したって、今のところ、いやいや予算がないから、無理ですよと言われる所もわるわけですから。やはりセンター長として、予算の範囲の中でやるっていうのは、それは当然の話で、今、言われるように、必要があれば申し込んでもらったらいいますって、そういうものじゃないと思いますけども。

やはり、そこら、もう少し、1つの、いわゆる協働のまちづくりという大きな柱があるわけですから、そういったところから言えば、もう少し考える必要があるかと思いますが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まあ、5年目になってですね、これまでいろんな活動をしていただきながら、この、それぞれのセンターにおいて、センター長さんも替わられる所もありましたけども、今回ね、替わられたセンターもありますけども、まあ、センター長、13センターがあるわけで、そのセンター長さんなり、そのセンター全体がですね、皆、やっぱり、それぞれ協議を、皆で、また、勉強をしていただきながらですね、またそれぞれの各センターが、更に、しっかりと、その目的に沿った活動をしていただきたいと思います。あります。

ですから、その予算等につきましても、言っていればいくらでもというわけには、それは、当然いきません。予算の総額というのは、だいたい財政、バランスをとってですね、考えております。

先ほど言いましたように、当初、この地域づくり協議会の活動についても、しっかりと、時間の掛かる活動です。この終わりというものがないわけなんですけれども、そういう財源としては、振興基金というものを、合併振興基金、21億8,000万というものを、造成して、その基金の利子を、そういう活動に充てていこうということを、まあ、ひとつの方針として考えてます。ですから、それが、現在、金利は、非常に安いですけども、年間1,000数百万の利子があると思います。その枠内をね、中で、どう配分して使っていくかということにもなります。ですから、そのへんは、各センターの予算というものを、お互いに透明にして、明らかにしてですね、皆で、やっぱり、その中も見えていただきながら、センター長会議等は、十分にまあ、その、お互いに、そういう勉強もしていただき、また、調整

もしていただいてね、佐用町全体の地域づくり協議会として、まちづくりが進んでいけばというふうに思っておりますので、まあ、よくセンター長さんにも、今後、そういう話もさせていただきたいと思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） 予算上で、非常に、これだけの差があるって言ったら、中々、説明できないんで、今後、センター長会議等開いていただいて、十分に協議をしていただきたい。その中で、もう少し、この差っていうのが、あまりにも酷いもんでね、やはり、これは十分に考える必要があるかと思います。そうでないと、それぞれ地域づくり協議会の中で、一生懸命取り組まれている方々が、非常にこう、それだけの予算の差があるんかというような部分で、それだったら、うち、もっと、こんなことできたやないか。こんなこと、できたやないかという話になりますから、いわゆる町民、一人ひとりに係わる経費というのは、行政として同じ金額だけ掛けていくんだという部分がないといけないんかなと思いますんで、今後、センター長会議をはじめとした地域づくり協議会の中で、十分議論していただいて、地域格差のないような予算編成いうものをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、続きまして、青少年センターの充実についてということで、いきたいと思います。

まず、青少年センターについては、いわゆる教育委員会が担当というふうな部分があるんですけども、片や青少年に係わる団体っていうのは、生涯学習課ということで、非常にこれ、青少年に係わる団体としては、どっちがどうなんだと。ややこしい部分があるんですね。いわゆる、青少年に係わることを一体化してやらないかんのにも係わらず、担当窓口が2つある、いうふうな部分、今後、やはり、これはね、青少年に係わること、もっと大事に考えて、1つの窓口の中で考えていく必要があるんかな。ですから、この2つの窓口になっているというふうな部分があるから、この5年間、手付かずで来たというふうな部分になっているんかなとは思ってますよ。

やはり、青少年に係わる団体、先ほども言われましたように、いわゆる、佐用の育てる会、三土、それで三日月、この3つしかない。それで、合併して5年もなるのに、なぜ、これ以上進まなかったという部分があるんですよ。これは、いわゆる仕事の分野から言うたら、生涯学習課になるかと思うんですけども、その点で、生涯学習課として、この青少年に係わる団体について、今後、方向性として、どのように思われてますか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（福本美昭君） 生涯学習課の方で、青少年を育てる会の事務局ということで、持っておりますけども、青少年を育てる会の中でも、会議の中でも、こういうような状況があるということで、会の方としても、一本化というのか、まあ、佐用町で1つの組織として動きたいという思いが、ずっと持っていたらいいし、そういうような働きかけもされておりました。

事務局の方としても、そういうもので、とにかく、一同に集めながら、集まっていた

きながら、この会というものを、もっと組織化して、活発化になるように、また、活動のない所も、やっぱりありますので、そういう所についても、活動していただけるような形になるようにということで、この春、前年度の形の中でも、その育てる会の中に、町の方の提言として、こういうようなことをしていただきたいと。町の方の方向としては、こういうようにしますという話の中で、今回、代議員会がありまして、そういうことで、提案がなされて、そして承認がされたということで、町の方としても、何とか、まとめるような形の中で、やりたいという思いはしております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） まあまあ、先ほど言われましたように、青少年を育てる会、代議員会、これは、いわゆる佐用の方ですけども、いわゆる、まあまあ、先ほどもそうですけども、予算から言いますとね、町の方として、青少年団体というのは、その育てる会しか見ていないんですよ。そやから、予算が、そこにしか付いてない。後、いわゆる、三土の青少年を守る会、いわゆる三日月の青少年活動委員会、そこには、予算が付いてない。それで、まして、これを、まとめようという話というのは、育てる会で、話をしながら、いわゆる周りの三土の、その青少年を守る会、三日月の活動委員会、そういったところで、何ら、話はないんですよ。それは、当然、1つになるべきなんですよ。ただ、やはり、先ほども言いましたけれども、同じ町内に、青少年の団体が、まあまあわずか3つしかありませんけど、3つある言いながら、結局、行政の目は、どこに向いてるか言うたら、僕から言うたら、育てる会にしか向いてないということですよ。

そうじゃなしに、そういうふうな青少年に係る団体があるとすれば、そういったところにも、こうですよ。ああですよということを、必ず、本来、生涯学習課から、きちっと話がないと駄目でしょう。ただ、片っ方の方だけで、こうしましょう。こうしましょう言うて話したって、相手があることですから、相手に話してなかったら話進みませんよ。

代議員会の、そこで、余所とこうしましょう。ああしましょう言うたって、その相手方と一切話してないんですから。それは、ちょっと違うでしょう。

やはり、代議員の会議の中で、進めようとするば、その以前に、今、既存の、そういった青少年に係わる団体に声かけとくというのは、本筋じゃないんですか。そこらは、ちょっと問題があるのかな。

やはり、5年も経てば、当然もうひとつにやっていく。おそらく、三土の青少年を守る会、また三日月の活動委員会にしたって、当然、そうあるべきだというふうには、思っているかと思いますが、やはり、そういったことは、事前に、きちっと話した上で、佐用の育てる会の代議員会議の中で、いわゆる他の青少年の団体も、皆、それを望んでいるんですよという話で、進んでいくいうなら分かりますけども、周りをおいておって、それを勝手に進めるというのは、いかがなものか。進めることは、いいんですけど、順序が、ちょっと違うんと違いますかということです。

それで、そういった他の団体に係わって、今後、どのように進めていかれるつもりですか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 生涯学習課長。

生涯学習課長(福本美昭君) 三日月の青少年の健全育成の活動委員会のことにつきましても、かねてから、それは、私も、以前に、南光の地域振興課おりましたので、承知はしておりました。

で、この活動につきましては、佐用の育てる会のように、町の予算が補助金という形で、出ているのではなくって、地域振興課の中から、予算の捻出をされているということも、かねてから知っておりました。そういうことで、何とか、統一を図る中で、進めたいということで、事務局レベルの話なんですけども、まあ、一度、お話を聞かせていただいたり、また調整をさせていただきたいんですという形の中で、年度を越えてしまいましたけども、そういう形の中で、まず、身近な所から、話をさせていただきながら、そして、直接、事務局、持っておる所については、こういうような形で、進ませてもらうと。もらいたいということと、そういうようにしていただきたいというお話しをさせております。

三土の青少年を、その守る会につきましては、自治会と、それから学校、それから父兄の方々の会と認識しておりますけれども、そちらの方につきましても、また、ご相談というのか、声を掛けさせていただきながら、今年度、そういう形の中で進ませていただきたいというように考えております。

〔 松尾君 挙手 〕

議長(矢内作夫君) はい、松尾君。

6 番(松尾文雄君) とりあえず、青少年関係というのは、おそらく、どこの団体にしても、佐用町が1 町になりながら、中々、1 つの団体ができないというのは、歯がゆさを感じているかと思います。

ただ、黙っておっても、そういうふうになるだろうと言うんじゃないしに、やはり順序としてね、声は、きっちりと掛けた上でやっていかないと、進むものも進まなくなるというふうに思っております。

まあ、そういった形で、今年合併して5 年目を迎えて進んでいるわけですから、年内のうちに、そういった話を具体的に進めるような状況にしていかないと、いかなのかな。

また、予算についても、今言う、それぞれの団体が、何か、いわゆる経費の出る所が全然違ういうて、それではいかなのんや。やはり、同じ財布の中から出て、同じように活動してもらうという状況も考えていかなのんかなというふうに思ってますんで、そういった点、至急にやっていただきたいというふうに思っています。

それと、冒頭にも言いましたけども、いわゆる青少年センター、いわゆる地域の青少年に係わる、今言うような、育てる会、守る会、また、活動委員会、この3 つがあるわけですけど、他の地域も、それは当然、広げないかんのんですけども、これの関係を、どのようにしていくか。窓口をどっちにしていくなかと。これも一緒に考える必要があると思いますけども、この件について、どう思われますか。

〔 教育課長 挙手 〕

議長(矢内作夫君) はい、教育課長。

教育課長(福井 泉君) 青少年センターの性格としまして、実は、東京都では、警視庁が管轄するという、そういう特に、この青少年センターにおきましては、本来、補導センター、

いろんな所では、愛護センター、少年センター、主に巡回活動とか、相談事業、それから環境浄化、そうした業務を主としております。そうした中で、町内全域に、そうした、いろんな青少年団体が、まんべんなくあるということは、非常にこう、いいことですし、それを青少年センターとしましては、いろんなこう、情報を共有する組織として、どうしても全域に欲しいと思っております。

ですから、青少年を実際にこう、活動する団体は、それぞれの地域で、また、それぞれの組織におきましては、いろんな歴史がありますでしょうし、いろんな取り組みの内容も異なっておりますし、それから、青少年としましては、警察、補導員、保護司会、それから各箇所にあります関係団体と言います、学校の幼保小中高の連携指導部会、そうした団体等いっぱい抱えながら、現在仕事を進めていただいておりますが、今日も、実は、列車のマナー指導ということで、朝早くからこう、汽車に乗って新宮まで行って、新宮からまた、こちらへ、佐用高校へ来る子の列車内のマナー指導をやっておる。やはり、その中では、床に座ってパン食べたり、勉強をしている子もいるんですけども、やはり、その列車の中のマナー指導とか、そうしたことも、年間、年にこう、6、7回行っておりますけれども、まあ、そうした業務を行っておりますので、できたら、センターとしましては、そういう情報の共有できる、また、そういう浄化活動に協力していただいたりとか、それから、支援センターの活動に賛同していただいて、活動していただけるような、そうした、ボランティアの方々も、非常にこう、助けていただける方ができたらいいなと思っております。

まあ、そうした、センターとしては、そういう連携、調整の業務が中心になろうかと思っております。事業自体の事務局を持ったりとか、そうした業務は、青少年センターには、ちょっとそぐわないと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6 番（松尾文雄君） まあまあ、先ほども、答弁いただいたように、いわゆる青少年センターとしては、いわゆる青少年団体、育成団体との、いわゆる連携を深めて、情報を共有して、青少年の健全に努めたいという、環境づくりをしたいということを答弁いただいておりますので、是非とも、そういったことを、逆に、具体的にね、本年度中に、やはりこれは、いわゆる先ほども言いましたけども、生涯学習課と一緒に手を組んで、早くやってもらわないと困るという部分がありますので、そういったところをお願いしまして、以上で終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、松尾文雄君の発言は、終わりました。
続いて、10 番、山本幹雄君の発言を許可いたします。山本君。

〔10 番 山本幹雄君 登壇〕

10 番（山本幹雄君） 10 番議席の山本です。水害についてと、特別交付税、そして、コミュニティバスについて通告に従いまして伺いたいと思いますが、何分、今回初めて、テレビで放映されるということで、少し緊張しております。普段から言葉足らずで、うまく質問できない私ですけども、テレビの前で、うまく質問できるかどうか、テレビの前の皆さんには、聞き苦しい点もあろうかと思いますが、町民の皆様を代表し、町民の皆様が、

少しでも安心して暮らせるよう、頑張って次の3点について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、初めに、水害対策についてと、特別交付税の問題について。項目は2つ挙がっておりますが、どちらも水害に対する質問であります。

佐用町は、昨年8月、台風9号により甚大なる被害に見舞われました。今年は、とりわけ復興元年にしなければならないと考えております。佐用町が一刻も早く、元の元気な、そして、安心して暮らせる町にしていかなければならないと考えております。そのためには、県は、河川の大規模改修を行うということで、いち早く取り組んでいただいておりますことには、大変、感謝申し上げます。ただ、河川改修において、その全体像を議会でも、最終的な話を伺っておりません。今後、災害対策特別委員会の下で、十分検証し、押し進めていかなければならないと考えております。

そこで、県が言う17分の1の河川改修計画で、本当に十分と言えるのかどうかを伺いたしたいと思います。

また、佐用町は、山間部であり、平野面積は狭く、河川幅も広げるには、無理があるかもしれません。しかし、場所によっては、それも考慮しながら、広げなければならない所はあるはずです。河川については、一律に川幅を広げるのではなく、下流域が極端に蛇行したり、河川が合流したりしているような箇所は、水が堤防を越流しやすく、被害も比較的大きなものになる。そのような地域においては、一律に拡幅を考えるのではなく、現状に合った拡幅を考えるべきと考える。

そこで、町として、特に大規模改修が必要と考え、ここは、もう少し拡幅しなければならないと考える所はあるのか。

また、町として、被害が大きくなった原因を調査し、再び災害が起こらないようにするため、県へ被害状況を、どのように伝え、今後、被害を最小限に抑えるため、防災に対し、どのような取り組みをしようと申し込んだのか。

そして、旧上月地区の力万から、早瀬、上上月、中上月、下上月、円光寺、久崎から大酒まで濁流が堤防を越流し、住家をのみ込み、多くの財産と思い出を一瞬の内に、奪い去った。亡くなられた方も多く、今でも行方不明の方もおられます。

また、何とか、一命を取り止めたが、危機一髪という方は、たくさんおられました。不安な面持ちで、水が引くことを待ち続け、体調を壊された方も、たくさんおられる。今となっては、思い出すことさえはばかれる。

佐用町として、水害対策を真剣に考えなければならないと、つくづく思わせる昨年の災害であった。

地域的に、内面排水については、地形的な問題もあり、一度越流したは、地域から、中々排出せず、濁流が引くまで、相当な時間を要している。そのことが、より被害を大きくしている要因でもある。

また、内排水面の問題については、本庁舎や文化センター周りの商店街も同じであります。この問題に関しては、森本元議員が、何度も、何度もしつこいぐらい質問をされておりました。商店街の雨水対策事業を開始する時点から、これでは、もしもの時、商店街の排水は不可能である。16年災害のように、大雨が降れば、必ず商店街は浸水する。自然排水を考えて欲しいと、何度も指摘されておりました。まさに、今は、おりませんが、森本議員が指摘されていた、そのまま、昨年の台風災害となったわけであります。そういった意味において、災害だから仕方がないのではなく、森本議員に何度も指摘されながら、何もしなかった行政に、問題があることは、間違いありません。森本議員より、昨年の商店街のことを頼むぞと、懇願されておりますので、この点についても、早急な対策を講ずるべきと考える。

そこで、今後の水害対策として、まず取り組まなければならないこととして、堤防を水が越流しないようにすること。そして、越流した場合においては、一刻も早く地域外へ排出できるよう、内排水面の問題についても、取り組んでいかなければならない。

また、安全な避難場所については、前回は質問させていただいたが、浸水しやすい地域においては、安全な避難場所を早急に確保する必要があると考える。

昨年の災害から、もう直ぐ1年が経過しようとしているが、町として、避難場所についての方向性を一度も示されていない。これでは、町民の皆様は、安心して、台風シーズンを迎えることはできない。神戸新聞で、避難場所が浸水する箇所は、佐用町は4箇所となっていました。避難場所が浸水することは論外であるが、それ以上に問題なのは、避難場所が少なすぎるということである。佐用町は、人口の割には、面積が大変広い。避難場所へ行くまでに、災害に遭ってしまうと言われる方が、たくさんおられる。避難場所を、もっと多く確保する必要がある。

先ほども言ったが、旧上月地区で、早瀬から、久崎、大酒まで、距離にして十数キロの間に、避難場所が2箇所しか思い浮かばない。これでは緊急避難場所としては、十分とは言えない。早急に、緊急避難場所を設置し、住民に周知すると共に、災害時には、全町一律のサービスが行われるよう対応していただきたい。

そして、佐用町防災計画についてであります。3月予算で見直されることが決定されております。改めるに恥じ入るべからずで、悪いことは改めればよいと思うが、以前も言わせていただいたが、地域防災計画が悪いのではなく、それを理解していなかったことがはっきりしたわけで、そのことが問題であり、計画どおりに履行できない町に、一番問題があるのである。

石堂議員の質問で、災害時、職員招集については、防災計画でなく、従来の慣行で行った、の質問に対し、慣行ではなく、過去からのでんと言われられておられた。慣行だろうが、過去からの問題だろうが、そんなことは、どうでもよく、ただ言葉の遊びである。

要は、なぜ防災計画に則った行動をしなかったのかということである。その点は、改めないことには、いくら防災計画を改めたとしても、意味がない。

とは言え、作成しなおすとなった以上、従来より、より良い、地域防災計画を作っていたかと思いたい。そこで、地域防災計画を見直すに当たり、従来の防災計画で、何が一番不備であり、改正をするにあたり、何を一番力を入れたのかを伺う。

特別交付税の使い道についても伺う。

昨年の12月と今年3月に、国より、計、約120億円もの特別交付税をいただいた。基金に積み立てるということであるが、町民が、少しでも安心して暮らせるよう、災害対策及び復旧復興に使うべきである。まだまだ、山は荒れ、地肌が丸出しの所がたくさんある。これでは、昨年ほどの雨量がなくとも、土砂が流れ、瞬く間に、河川に土砂が堆積し、濁流が、堤防を越流し、民家を、また呑んでしまう。倒木処理においても、依然、手付かず状態であり、この倒木処理を曖昧な処理で済ましてしまうと、少しの雨でも、昨年の二の舞になってしまうことは、明らかである。一刻でも早い倒木処理を行うべきである。

やっとの思いで、家を建て替えた方、また、家を修繕し、家具等を買って足された方、そこへ、同じような災害に見舞われれば、住民は、たまったものではない。ここは、基金より、まず災害対策や倒木処理等に力を入れ、昨年のような被害が起らないよう、行政として取り組むべきである。

今年は、災害復興を重点と考えるなら、特別交付税を基金に積み立てることより、災害にもう少し使うべきである。

最後に、コミュニティバスについて伺う。コミュニティバスは、運行が始まったばかりで、利用状況については、まだまだ不確実なところがあるかと思うが、利用について、

幾人かに話を聞いたが、大変良いと言われていた。

そこで伺うが、三河、佐用間だけではなく、その他の地域においても、運行を考えるべきと思うが、どうか。

また、高校生等の学割についても考えるべきであると思うがどうか。そうすれば、確実に利用が増えるはずです。その点についても、町長の考えを伺いたいと思います。

答弁、よろしく願いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁。庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、今議会の一般質問、最後の質問であります山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、水害対策についてのご質問でございますが、ご承知のように町では、台風第9号災害検証委員会を設置して、防災に詳しい学識者の方に、町の防災対応全般について、検証もしていただいております。その検証委員会からの提言を踏まえ、町の防災体制・職員の配備基準や防災情報の伝達など、昨年の災害における教訓を活かし、地域防災計画の見直しを行って参ります。既に、3月にいただいた中間提言を踏まえ、町の体制を強化する組織改正を行うとともに、災害対応のための事務室の整備にも着手したところであります。

次に、県河川の改修と内排水についてでございますが、昨年の台風9号災害による降雨は、佐用町において過去最大を記録し、県が現在下流の千種川で進めている河川改修の想定雨量を大きく上回るものでありました。河川の上流部を下流部の計画規模以上に改修すると、下流部で今まで以上に大きな被害が発生するというので、上流部から先に河川を、改修を進めることはできません。

昭和51年災害を契機に始められた千種川の河川改修は、河口から上郡町までの21キロの改修に33年間もかかっております。昨年の洪水を河口まで安全に流下させるためには、既に改修済みの河口から上郡町までを再改修する必要があり、相当な期間と費用を要するものであります。よって、県の河川改修計画は、早期に佐用町内の治水安全度を向上させるために、現在の下流部の流下能力と同規模で行うというふうに聞いております。

また、この改修によっても、台風第9号と同等の洪水に対して浸水被害が生じる可能性がある地区に対しては、浸水被害軽減対策として、地域住民等と十分な意見交換を行い、具体の対策案と整備の進め方などについて合意形成を図っていくというふうに聞いております。

次に、中上月住宅の問題についてでございます。中上月町営住宅についても、昨年の台風災害、水害で住宅が浸水し、大きな被害が発生をいたしました。今回の降雨量は、1時間に89ミリ、24時間で326.5ミリという、町の観測史上最大の記録をしたところでありました。豪雨により河川が氾濫したことと、当住宅の敷地が低地に位置していることが、被害を大きくした主な原因であると考えられます。こうしたことから、県では、今後5年間で河川の拡幅や河道掘削等の河川改修を進め、住民の皆様が安心して暮らせるためのハード整備を行っていただきます。

中上月住宅は、昭和46年から53年に建設をされ、老朽化が進み、建て替えの必要性があるということで、合併以前から政策空き家がとられており、現在、政策空き家26戸となっており入居戸数は14戸であります。政策空き家につきましては、近隣家屋への環境を配慮し、今年度、全て取り壊すことといたしております。

入居されている住宅につきましては、今後におきまして、空きが出た建物から政策空き家として参りたいというふうに考えております。

続きまして、特別交付税についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、平成 21 年度の特別交付税は、12 月交付分が 8 億 2,963 万 1,000 円、3 月交付分 11 億 6,666 万 9,000 円、合計いたしまして、19 億 9,630 万円の交付決定をいただいたところでございます。

その使途について、平成 21 年度一般会計の予算額を基にご説明を申し上げたいと思います。

まず、最終的な災害関係の歳出予算額でございますが、災害救助費、塵芥処理費のうち災害廃棄物処理費用、及び災害復旧事業費、これら主な経費だけでも、事業費ベースで 46 億 59 万円、一般財源ベースでは 16 億 6,624 万 5,000 円となっております。

特別交付税の最終予算額は 19 億 9,630 万円ですが、当初予算で既に 4 億 7,500 万円を組み入れておりますので、その差額の 15 億 2,130 万円が、特別交付税の予算上の増加分となるわけでございます。この約 15 億 2,000 万円の金額が、先ほど申し上げました主要な災害関係経費の一般財源額 16 億 6,000 万円の内数となりますので、予算を総合的に見ますと、当初予算編成後の臨時的経費である災害関係予算に、特別交付税の増額計上分が充当されたことになるわけでございます。

山本議員のご質問につきましては、専決処分をいたしました一般会計補正予算、第 8 号の中身についてのご指摘ではないかと考えております。この補正予算では、歳入で財政調整基金繰入金を 8 億 6,954 万 6,000 円減額補正し、歳出では財政調整基金積立金を 9 億 4,923 万 7,000 円増額補正をいたしておりますので、これだけを見ますと、その合計 18 億 1,878 万 3,000 円を、特別交付税を財源として財政調整基金に組み入れたように思えるわけであります。

しかし、これは最終的な財源調整の結果でありまして、予算編成上、次のようにご理解を賜りたいと考えております。

まず、歳入における財政調整基金繰入金 8 億 6,954 万 6,000 円の減額は、特別交付税等の一般財源の増加により、基金の繰り入れの必要がなくなった結果であります。また、歳出における財政調整基金積立金 9 億 4,923 万 7,000 円の増額は、既に執行済みの財政調整基金繰入金 9 億 6,951 万 5,000 円の積み戻しを行おうとするものであります。

一方、財政調整基金の残高を見ますと、平成 20 年度末残高は、約 26 億 7,100 万円でございます。平成 21 年度末の残高見込みは、約 26 億 8,700 万円で、歳計剰余金処分による積立額 2,200 万円を除くと、増加はいたしておりません。

以上のとおり、今回の最終補正予算は、特別交付税の交付決定が 3 月中旬以降となるために、災害関係予算の財源不足を財政調整基金の取り崩しで賄っていましたが、結果として、財政調整基金残高を減少させることなく結ぶことができたものでございます。

最後に、コミバス運行についてのご質問でございますが、定時定路線によるコミュニティバスの運行につきましては、平岡議員への答弁で申し上げたとおり、地形的に非効率でなじまないものと考えております。そのため、さよさよサービスをはじめ、タクシー運賃助成制度などによる交通確保を実施しておりますので、町内全域での定時定路線によるコミュニティバスの運行は考えておりません。

佐用船越線は、本年 4 月に実証運行を始めたところでありますが、この 2 ヶ月間の実績は、1 日平均約 16 人にご利用いただき、一部高校生のご利用もいただいております。

学割制度を設けてはとの議員のご提案でございます。ご提案いただいたことを踏まえて、高校生の通学の学割定期券の発行について、検討を行い、早急に導入を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） そしたら、再質問させていただきます。

まあ、そしたらコミバスから、ちょっとさせていただきたいと思います。まあね、学割の代わりに定期券して、まあそれは、本当に高校生、あっこ不便な所でもありますんでね、交通弱者という形になりますんで、そういうふうにしていただいたら、非常にこう、皆、喜ぶんじゃないかと思います。

で、まあ、乗った人に聞いたら、あれはええな。というふうな話を、ちょくちょく聞いたもので、ああ、それは良かったな。と、こう、つくづく思っております。

ただ、せっかくいいことなら、地形的云々と言われますけれども、それとまあ、平岡議員の時に、いろいろ答弁されておりましたけれども、あれも、これもというのは、難しいんかも分かりませんけども、三河の方には、さよさよサービスも走って、今回、こういうのも走っております。で、江川においては自主運行バス。これについては、さよさよサービスが走りません。だから、こちらのサービスをしないから、こちらなんだと。で、これは、そうなのかって、十分理解できるんですけど、このコミバスについては、さよさよサービスもやっていますよね。ほんで、これもやる。ああ、いい事なんで、僕は、止めるなんてことは、とんでも言いませんけども、そんなにいい事だったら、もうちょっと、他もやったらと思って。

地形的なものと言いますけども、確かに、どこも同じ地形なんかあるわけないんです。地形的には、いろいろあるんです。ただ、そこで幹線道路で、そういう部分を走らせるっていうことは、十分可能じゃないか。

例えば、今まで走ってなかったかも分からんけども、南光町からこう、久崎の方へ回って行く、ああいった路線バスにしても、南光町の方が、久崎から智頭線に乗る、そういう言われる方もおりますので、そういう方のためにも、南光町からと言うよりも、逆に三日月から南光を経て、久崎に行くような、そういったコミバス。また、学生ということであったら、上月であるならば、幕山の方からも、そういうふうな幹線道路に関し、走らす。そういうことは、私は、考えないと、確かに、三河にとって、非常に不便であるし、地形的に縦一本ということで、非常に走りやすいということで、住民サービスが一緒と言えるのかと言えたら、私は、非常に格段に差が生じてると思います。

で、やっぱり非常にいいものであるなら、他の地域にも、そういった考えを広げていただきたいなと思いますけども、どうですかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 交通対策会議の中でもですね、いろいろご議論をいただいて、路線バス、ウエスト神姫が撤退をされるという中で、それぞれの地域、特に、その運行がされた地域の後の対策ということが、1つ具体的な課題でした。江川等については、スクールバスを走らせる。それから、上月、大酒からの分についてもスクールバスを走らせるという対策をしました。

で、この三河線については、非常にまあ、距離もあるわけです。特に、高校生等の通学にも使われていると。そういうことの中から、定時の路線、このコミュニティバスも走らせることは、これは必要ではないかということで、一応、この度のような、今の運行ダイヤで走らせております。で、まあ、今、この路線バスでも、今、お話をさせて、答弁させていただきましたように、1日平均すると、16名ぐらい、これ3往復ですから、ですから、1便当たり平均2人か3人の乗車です。

まあ、佐用町にとって、どこにでも、その走らせて便利だということを言っていたける。利用していただける方は、当然、そうですけども、その利用者が、どれだけあるかということです。江川については、スクールバスにしましたので、ただ、それまでも、一般の乗車、バスにおける乗車は、本当に1便当たり1人あるかないかというような状態の中でした。町としては、そういう定時のバスを走らせても、中々、その乗車される、利用していただく方も、非常に、逆に、それに合わさなきゃいけないということで、しょっちゅう、30本に1本出すような路線、ダイヤは組めませんので、それに合わせて利用していただくのも、かえって不便。今のデマンド式で予約していただいて、その時間にきちっといくと。その方式の方が、ずっと使いやすいという、それをやっておりますので、三河についての路線のようにね、やっぱり通学等、これは、朝早いです。それぞれの時間ありますから、定時ということも、これもやっぱり逆に効率的という面もありますし、必要な所もありましたので、考えている。だから、地域の、その路線の状況によって、まあ、対策会議の、交通対策会議の中でも、議論しながら、決めておりますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 山本君。

10 番(山本幹雄君) あんまり、こればかりしにかかると問題なんですけれども、まあ、あの、いろいろあるかも分かりませんが、三河地区については、さっきも言ったように、さよさよサービスも走っているわけなんですね。そしてコミバスですから、そして、そのコミバスが走るということを、僕達は、この議会の、3月定例会の前の委員会で、初めて知ったというのが、現実です。しかし、それまでに、話したとか、どうか言われるかも分からんし、予算では出たという話かも分かりませんが、それまでに書類として、文書として、きちんとかう説明を受けたということは、はっきり言って僕はなかったように思っています。まあ、そういうことが、もしあったならば、当然、他、私、走らせて欲しいという要望をさせていただいたと思うんで、多分、それなかったと思うんで。

ただまあ、私、これ自身は、悪いとは思わないんで、非常にいいことだとは思って、できたら、いろんな方向性で、他も走らせていただけるような方向性で、考えていただきたい。三河の方だけじゃなくて、交通弱者と言われる方は、本当に、そこらじゅうたくさんおられます。そういったことも考えた上で、そういったことを、今後、要望していきたいなと思いますんで、また、よろしく思います。

それで、ちょっと伺いますけども、水害対策について、今度、地域防災計画を見直されるということの中で、ちょっと、その件に関してですけども、この前、石堂議員の質問で、あったんですけども、災害対策本部、7時に設置って、石堂議員の質問に対して、町長がしたってされてましたけど、これ、災害対策本部作るということは、町長が、今から作りますよって言うたら、災害対策本部なのか、防災計画に則ったように、住民に知らせるとか、いろいろ知らせる、それに応じて、私は、本当の意味で、災害対策本部が設置できている

状態だと思うんですよ。

例えば、町長が1人遠くにおって、極端な話ですよ、東京において災害対策本部を立ち上げますって言うたって、それは意味のないことであって、当然、皆に知らせて多くの人が集まったという状態が、私は、災害対策本部を設置した状態だと思うんです。そこで、さっきも言うたように、地域防災計画には、周知すると。周りに通知するというふうになってますんで、まあ、住民に通知しなかったということは、もう十分分かっているんですよ。だって、あの、庁舎内及び出先職員には通知するとなっておるんですけど、これは、何時頃通知してますかね。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 後、細かいことは、また担当の方から説明をさせますけども、対策本部について、その組織、対策本部員、それぞれ、計画でなってますけどもね、本部については、その対策本部というものが、全員が揃って、その組織が全て完了して、対策本部ということではないというふうに思ってます。やはり、対策本部の必要があるということで、町長が、私が、最高責任者として、対策本部を設置するという宣言をして対策本部という形になるというふうに思ってます。

後、まあ、その、

〔山本君「ちょっと待って、先答えさせて」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本議員。

10 番（山本幹雄君） 町長、必要と思って、災害対策本部作って、全員が集まる時ではないのは確かです。なんだろうと思います。それを言うならば、その前に災害警戒本部を作るというのがあるんですね。災害警戒本部を作って、非常事態乗り越えて、それで災害対策本部を作るっていう形をもって、必要に応じて言われるならいいんですけども、警戒本部も何もなく、職員も招集も、まだできてない状態で、必要に応じて、私作りました。必要に応じて作りましたと言うのであるならば、2時頃から、警報も出ているんですから、その段階で、ねっ、災害対策本部じゃなくて、警戒本部を設置し、職員を集めて、その上で、必要に応じて、設置したというのが、私は、日本語としては正しいと考えますけども、まあ、さっき、私が聞いた、その質問に対する時間、何時か、答弁してもらえますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

企画防災課長（長尾富夫君） 職員への参集なんですけれども、職員全員参集、3号配備の指示を出したのは、19時50分であります。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 次、また伺います。
3 番に、兵庫県の西播磨県民局へ何時頃通知されました。

議長（矢内作夫君） 企画防災課長。

〔山本君「ごめん、ほな、ちょっとついでに聞いとくわ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 4 番目として、いろいろもう 6 番目まで皆あるん、知っとうだろうと思うんだけど、ほな、兵庫県防災企画局企画課へは何時にしたのかということと、佐用警察へは何時にしたのかと。近隣市町へも何時に通知したのかと。これ、ちょっと、6 つ、全部いっぺんに聞いておきます。

議長（矢内作夫君） 山本君、これ、通告の、どの部分にあるんかな。

〔山本君「えっ」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） 通告のどの部分にあるんかな。

10 番（山本幹雄君） ごめん。あのね、僕、これに書いと思うんだ。防災マニュアルについて、改定するとなっとう。その部分について、書いと思う。地域防災計画について、書いと思う。字は汚いで、雑やけど、書いと思う。だから、地域防災計画について、こういうことがあったんなら、それについて、僕は、伺いよう。

〔町長「防災計画について、見直されるのは、どのように」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） うん、だから、見直されるんやから、当然、そういう部分があって見直されとんだらうと思うから、何が、僕、悪かったかという部分があって、当然、見直されとると思うから、その部分について、聞きようから。

そやけど、ほんまそんなん、そんなことに、ちょっと、これ、ええわ。今の質問、ちょっと中止。とりあえずしておく。そんなことが直ぐ出てこえへんようで、ほんまに、地域防災計画いうて、災害対策本部は立ち上げたんかって。災害対策本部を立ち上げるということは、こういうことをするということで、一番最初、冒頭に言うたな、職員に 19 時 50 分に招集かけたと、僕、招集かけたかどうか聞いてないんや。僕が、聞いたんは、災害対策本部を作ったということと、設置したのを、通知したかと聞いたわけや。分かる。だから、それを通知、そこら皆にして、初めて災害対策本部が設置できたと言える状態なんやということなんです。そんなことも理解できないで、地域防災マニュアルを、また見直しても、意味はないんじゃないのかなというのがあるんだけど、せめて、これぐらいの答弁が、ずっと答えが返って来るんかなと思うたけど、こういうことも帰って来ないというのは、ちょっと、この質問、まあいいわ。

ほんで、一番肝心なのは、災害について、僕、交付税でも、もっと使うべきだろうという質問をさせてもらったと思う。ほんで、これは、ほんま、はっきりは明確には、この部分出さなんだけど、この前の産業建設委員会の中で、風倒木処理等においても、この金

使うて欲しいというような発言を、僕させてもらったん、あん時、町長、おらなんだんか。副町長だったんかな。させてもらったと思う。そうふうな形でね、災害を広く、少しでも広げないという形で、こう、処理。そういうふうな形。それから、多くの人が困っている中でね、そういう部分の中で、お金を使って欲しいな。そういう思いで、うん、あの、ちょっと質問させてもらいました。はい。ちょっと、ほな。はい。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） そこは、ちょっと誤解しないで下さい。

基金に積戻しをして、置いているから、そのまま何もしないで、お金を貯金したまま置いておくということを言っているわけではなくって、当然、これは、鍋島議員のご質問にも、答えさせていただいたと思うんですけども、中でもね、今後、今、やっている事業、災害復旧事業、復興事業、そういう事業だけではない。今以上にですね、これから、いろんな対策をしていかなきゃいけない。特に、山林、または、その谷々のような奥の方の災害対策にしてもですね、これは、補助災として認めてもらえることができない災害いっぱいあるわけですね。ですから、例えば、山林の、今、風倒木についても、例えば、林道を、作業道を直していかなきゃいけないとか、そうしないと、そういう対策もできないんですね。そういうことに対して、補助メニューとか、補助災害、補助としていただくような、そういうものが中々ないわけです。そうすると、やはり、町が、そういう対策として、基金、お金を取り崩してでも、対策していかなきゃいけない。そういう面では、町としてもね、全体の財政も見ながら、今回の交付税についても、充分に活用できるように、また活用して、必要な対策については、また、議会に諮らせていただいて、その対策にお金を使って行きますと。行きたいと。そういう意味での、この基金に置いているわけですから、前回の、今回、対策においても、基金が26億余りありましたから、それから、一気に20億取り崩して、対策をしたと同じようにね、基金というのは、そういう緊急の、なり、また必要な、町が、財政的に、こう、他の事業、他の行政サービスに影響のないように、しかし、その時に必要な、そういう対策、いろんな経費に使っていくために、その基金というものを置いているわけですから、そういう形で、考えておりますので、そこはよく理解いただきたいと思います。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） あの、何で、私、こんなこと言うかと言うと、3月の予算の時に、同じこと実は言うたんですね。これ、もっと使いましょやと。その時の答弁が、災害とか、こういうの、次、何があるか分からんから、置いておかなあかんのんです。言われたんですね。ほんで、ここにおる課長とも、後日話しました。ほたら、同じような答弁が、また返ってきました。いや、そうじゃないだろう。僕は、その時、災害に使わなあかんのん違うん。住民、困っておるで。例えば、農業関係なんかでも、まあ、鍋島さんらも、いろいろ言われておったけども、災害漏れや、いろんなもん、（聴取不能）がいっぱいある中で、そういうことに対して、もっと使ってあげないといかんだらうと。農業だけじゃなくして、商店街においては、本当にこう、何の補償も、ほとんどない。3万円ちょっともろ

たというだけで、非常に、四苦八苦しなから、建て替え、何とか立ち直ろうとされている方が、いっぱいある。そういう状態でどうして、私は、もうちょっと応援してあげるといふ姿勢が大切だったんじゃないかなというふうに思うてます。

風倒木処理においても、大下さんの答弁の中で、風倒木処理については、お金が掛かるんですというふうに答弁をされておりました。で、確かに、お金が掛かるということは、十分理解できるんですよ。お金掛かります。だけど考えてみたら、佐用町というのは、言い方は悪いかも知らんけど、訳の分からんお金を3億円も積み立てている。30年間もね。これ、いざという時に使うためのもんが、基金である。ねっ、緊急のために、やっぱりこう、取って置いておかなければならない。それが、30年間も据え置きで、そのまま置いている。

それが使えたら、例えば、3億円あれば、5万円以下の事業が、ねっ、何千件、6,000件できるという話になるわけです。で、多くの方が、もうちょっと、このちょっとの事業が、1箇所ならええけど、2箇所も3箇所もあって困っている言われる人、たくさんあるのに、そのお金があったら、十分使えるんだなという気がしているわけですよ。

そこでね、地方自治法にね、96条にね、普通公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないと。その7番にね、財産を信託することと、こう書いてあるんですよ。財産を信託することってね。

そうして、これ今日、会計課長等に見せました。これちょっとコピーしてくれと。去年のなにかと。これ、何か、20年度基金運用、これ町からもろた資料ですわ。ねっ、3番として信託、(三井住友銀行から3億円の信託)。

これ、地方自治法に則って、96条で議決せなあかんことにおいて、財産を信託する時。これ私、まさにそうだと思うんですよ。だったのになぜ議会で諮ってないのか。これ、議会の議決事項でしょ。新田さんの質問に対して、そういうことは報告する義務が、報告じゃなかった。説明でしたね。説明したんかということに対して、説明する必要はないと答弁されてたと思うんだけど、議会の議決事項として信託が挙がっているんだけど、これはどういうことなのかなという点と。

もう1個聞きますけれども、それに、あれやけども、こういう件に関して、監査委員会で報告して、監査委員会の、運用状況について報告を議会にせなならないというのがあるんですよ。で、僕は、ようは悪いけど、前の監査委員に、それどうなんって聞いたら、知らんわ、そなん。話も聞いたことがないのにといい感じだったと思う。ということは、監査委員会でその運用状況を説明も何にもされてないし、それに運用状況に対する報告も当然されていないと思う。ということは、6,500万円は損失されているということ、去年の9月の決算議会において、運用状況等を説明されたのか。どうなんですかね。

〔町長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、町長。

町長(庵逄典章君) 議会ですすね、その信託とか、その予算の、今の町が出資をしたり、そういうのは毎年、決算の中で、そういう、その全部報告をして、それで議決をいただいております。その1つ1つ、例えば、その債券を買ったり、また、運用していくために、その国債を買ったり、そのことについて、1件1件案件として議会の議決を求めるということは必要ないというふうに私は理解をしております。

全体の予算として、そういうものは、全て決算書の中に入っております、そこで、審議をいただいているということになります。

それから、監査委員の方にですね、こういう損失があったかとかどうということを報告したかと。それは、その今、例えば、皆さん言われるように、ここで中途解約をすれば、損失、その評価損というものが、現在の為替相場では出ますけども、しかし、その為替相場というものは、いろいろと変わりますし、今、ここで解約をするということではありまないので、今、実損が出ているわけではないということです。ですから、それを、監査についても、当然、その全体の監査の中では、当然、していただいているものと思いますけども、その実損が出て、その処理というような話を監査委員にしたという、するような状況ではないということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） あのね、地方自治法でね、241 条の 5 でね、ずっといくとね、公共団体の長は毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付しその意見をつけて第 233 条第 5 項の書類とあわせて議会に提出しなければならないとなっとなで、それをしたか言うて僕は聞いたんですけども、監査委員としては、そんな話を理解していないんだから、監査委員として議会に提出したという、その意見をつけてね、意見をつけてしたということは僕は無いんで、何でそんなことしなかったのかということと、さっきも言うたように、地方自治法 96 条の 7 の中でね、信託は、財産を信託することは議会に諮らなあかん。ただ、一般的なね、ここにあるようなね、定期貯金とか国債とか、これはせいとは書いてないんです。ねっ、信託はせいと書いてあるんですよ。これは大きく意味が違ふということ。私はいいと思うとか思わんとか、そんなこと言われたら困るんです。地方自治法に、これ書いてるんですから。だから、町長がいうことが正しいのか、この地方自治法が正しいのかという話になるんですよ。で、僕は、多分、町長のことも信頼するし、大好きやし、間違いのない人間だというのは、よう理解はしておるけども、たまたま間違えただけなのかなという気がするんですけど、地方自治法には、そう書いてますよということなんです。

で、まあ、僕ら、よう見ますけども、議員必携なんかも見たらね、議員必携、ページ数によって、新しいのんと古いのんと、ちょっと違うんですけども、新しいやつだったら 210。古いやつだったら 263 ぐらいに、これも結構書いているんですよ。そういう部分についてね。そこら辺について、町長が、私はせんでもええと言われたら、これは非常に、ちょっと困るなと思うんですけど、やっぱりきちっと、そういう重要なことは、議会に諮ってもわらなあかん。はい。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 毎年度の決算書の中で、そういった報告も付けて、意見書も付けて提出させていただいている。町長が答弁されたそのとおりです。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） あかね、毎年度、

〔総務課長「会計年度」と呼ぶ〕

10 番（山本幹雄君） 毎会、年度。ほんま。間違いない。僕、今日、朝、会計課長と話してきたんやで。これ1枚しかないんで。

ということは、毎年度いうて、今までなかったはずなんや。去年初めて、20 年度やから、21 年度、まだ出て来てないんやから、なっ。

〔会計課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、会計課長。

会計課長（新庄 孝君） ちょっと、今朝ほどのね、基金の運用状況について、ちょっと、説明があったのでね、これは、決算書の財政状況の補足説明としてね、これは出ておるんであって、決算書には、きちっと財調とかね、そういう基金の関係は、きちっと明細で。これは補足説明ということです。

で、今朝説明させていただいたんは、18、19 とか以前は、この補足説明はありませんでした。

で、まあ、20 年の3月に、ペイオフの関係でね、国債とか、それから、金銭信託をペイオフの関係で購入したと。それによって、この20年度のね、運用の詳細の説明として、ここに国債と信託が挙がったということで、それまでは、国債も信託もなかったんでね、定期預金1本だったんで、なかったんですけども、決算書の補足説明として、初めて、20年度に、これを作らせてもらったというような状況です。はい。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、山本君。

10 番（山本幹雄君） 補足説明として、付いておったか、付いてなかったか、僕が見落としとう部分もあるんかも分からんけども、まあ、さっきも言うたように、一番肝心なのは、ねっ、96条では、信託するとき議会に諮れとなっとなだから、きちっとそこらへんせなあかんし、議会というのは議事機関だと。そういうふうにはっきり書いてますんで、ねっ、憲法の中で、93条で議会は議事機関で立法機関ではないと、国会みたいになっておるんで、いろんなことを議事していかなあかんのんで、そこらへんは、きちっちね、そういうことを進めていかなあかんと思うんで、また、よろしくお願いします。

それと、時間が、段々なくなってって、

議長（矢内作夫君） もうちょっと、はっきり（聴取不能）。

10 番（山本幹雄君） 私、水害に対する河川改修についてね、僕、町長の姿があんまり見えてないなというような気がしたんですよ。で、川原町の住宅の移転の問題もあるんだけど、それだけじゃなくしてね、私、この前、ある人と話したらね、私の前の家の庭が、ほとんどなくなるって。いきなりなくなるんやと。そやけど、私、意見、どうしたら

ええんだろう言うて、せなあかんのんって言うから、せなあかんも何も、説明受けた時に、そういう意見、話したら良かったん違うん。なぜ、しなかったんですかって言うたら、私、説明なんか受けてないって言うから、ええ、それおかしいん違うん。地域、説明来たでしよって言うたら、いや、私とこらは、隣保長がしただけやいう話なんや。ええっと。だから、一番、やっぱり私は、いろんな問題があるんだから、いろんな問題があることに對して、私は、はっきり言うて、町長が先頭になって、今回の災害、どこが悪かってこうなんやと。県が、こうや、ああや言うても、違う、ここがこうして欲しいんやっていうのを、私ら、言うて欲しいなと思うんや。

ところが、今現在、住民が、おろおろしておる。どないしたらええんだろう言うて。私の家の前がないなるんやけど、どこに行ったらええんだろう言うて、誰に言うたらええんだろう言うから、ちょっと待って、ほな僕、ちょっと近日中に、ちょっと聞いてみるわと。というような話したんです。

で、僕は、私は、行政として、はっきり言うて、もの凄く不満なところが、町長の顔が、災害以降、全然見えてない。ここ、こうせなあかん。僕、今日の質問の中で、言うたと思うんだけど、ここは、ああせなあかん。ここは、何で、浸かったのと。例えば、一律に、何メートルの川幅があるからいいとか言うんじゃなくして、下が非常に蛇行しているとなれば、当然、ここは浸かるんやと。僕、前、災害の時の、うちの集落の写真見せた。うちの集落の前は、川幅結構ありますと言われた。ところが浸かる。何でか言うて、うちの下流域においてから、急激に蛇行が始まる。で、そうすると、当然、ここの佐用の町の真っ直ぐな川幅よりも、当然、広げなあかんわけですよ。同じじゃあかんわけですよ。

例えば、久崎においては、同じ川幅であっても、急に合流すると。合流したら、その上は、当然、堤防が越流する。これは、円光寺なんか、ええ例ですよ。秋里川との合流で、いっつもあっこが崩れている。川幅が細いからって、まあ、合流する地点は細いけども、越流するところ、堤防が破堤するところは、結構川幅あるんですよ。それは、どういうことかと言うと、合流したり、後が濁流するようなどこというのは、それは、上側というのは、通常の河川改修じゃ駄目だと思ふんですよ。そういうことを理解して、僕ら、町民の人が、むじゃむじゃしとるだけじゃなくして、一緒に、町長が、ここああして欲しい、こうせい。ここは、こうせなあかんのやと。ここ絶対、破堤するんやと。ねっ、堤防が破堤せんでも、ここ水越えて来るんやと。うちなんか、堤防、破堤してませんからね。もうもう、はっきり言うて、堤防より水、1メートル上まで来て、一面が海になるわけですから。で、それは、どういうことかと言うと、うちより下側から、井堰もあるけど、下側が急に濁流が入って来るから。そうなれば、水の流れが急に遅くなる。うちの下からじゃのうて、早瀬からやけどね。あっこから、急にこう、グネグネとしてくる。私、あの大きい地図見よって、佐用から赤穂までの河川みよって、あんだけ濁流しておるのは、この地域だけなんですよ。だから、当然、3つが越流する。だから、下と川とどっこも一緒。今日の答弁の中で、下側を狭いの、上流域だけ広げたら、下側が浸かると言うけど、単純に川幅だけの問題ではなくして、条件は、いろいろあると思う。そういった意味で、町長の顔が、非常に見えてないんで、町長、そこらへんについて、どうなのかなという意見を、ちょっと伺いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 私の顔が見えてないと言われるんですけども、まあ、私なりに、い

ろいろと、まあ、いろいろ顔を出したり、県にもお願いしたり、自治振興会とか、まあ来られる方と話をしたり、まあ、それなりに、1日、飛び回っておりますけども、河川の、この改修計画については、当然まあ、地域の方の経験とか、状況もお聞きしていかなきゃいかんと思いますけども、まずは、やはり、それぞれ河川の、こういう土木の専門的な、この知識を持った方、専門家がですね、やはり、よく調査をして、そして、そのやはり、これは、1つの計算を基にですね、科学的に、きちっと計算をした上で、どこが、どう問題があり、その状況によって、どの幅にするとか、どの深さにするとかということが、やっぱり、きちっとされるべき問題であり、そのことを、やっぱり、私は、しっかりとした対策をしてくださいということを、まず基本的に申し上げなきゃならんと思っておりますし、県についても、私が、ほんなら行って、ここは、こうだ。こうしていただいただけでは、それが、言わなかった所は、ほなどうでもいいかじゃなくって、やっぱり、そういう科学的に根拠を持ったものということになれば、専門家の方に、まず、きちっと、そういう計画をしていただくということです。

で、今、山本議員言われるような、中上月の川、仁位の所についても、当然、そういう非常に、円光寺に向けて蛇行してます。それについては、あそこの井堰等も、これをなくしてですね、統合したりして、県も考えてということも、それは、やはり、そういう計算に基づいてですね、それに必要な、やっぱり河道断面を確保し、また、流れるようにということで考えていただいていると思いますし、それから、まあ、千種川との一番、合流点、佐用川と。これも非常に大きな事業になりますけども、やはりどうしても必要な形として、あそこの河道、直角に交わるんじゃないってですね、千種川と川の水が、スムーズに下流に流れるような対策として、あそこの中央化成の用地まで、工場まで移転してですね、やっていくと。そういう必要な所については、お金がどうのという以前に、計画として、きちっと最初にして、それに対して、今度、事業、費用がどうなっていくかという問題が、後から付いてきております。

ですから、その点はね、皆さん方の、まあ、そこへ一人ひとり行って、説明を、私がするというわけにはいきませんが、地域の中で、疑問があったり、要望があれば、私も出て行きますしね、まあ、議員の皆様も、それぞれ、いろんな形を聞かれれば、私の方にも、そういう話をつないでいただければ、できるだけの対応はさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（矢内作夫君） 後2分。はい、山本君。

10番（山本幹雄君） 私、よく回らせてもろて、災害の現場へ、町長、何回来たかって聞いたら、というのは、ほとんど、当然、うちの集落にも、町長、1回も来てないと思うし、僕の知っとう限りではね。

〔町長「そんなことない」と呼ぶ〕

10番（山本幹雄君） 僕、誰に聞いても、町長、知らんと言うもん。見たかって言うたら、見てないって。

〔町長「（聴取不能）全部知ってますもん」と呼ぶ〕

10番（山本幹雄君） 僕、誰に聞いても、町長来たという話聞いてない。もう、そんなこと、

もう今更言うてもあれやけど、現実問題、誰も知らんと言ってる。余所回っても、結構、あまり来てないと言うけど、それは、ええとしても、ほなら、まあいいけども、ほんまに、どうなのか、こうなのかというのをね、僕は、もっところ、いうのをして欲しかったなというのがあって、だから、さっきも言うた話、私の家の前がないなる。いろんなんして、私、ここどうなるんだろう。住宅についても、久崎の住宅についても、どうなるんだろう。いきなり立ち退きなさい言われたん、じゃあ、私の行き先どうなるんだろう。そういう部分が、いきなり、地元へ行って、こう話されて、私ら行き先どうしたらええんだろうということで、急激に悩まれている。そんなことは、本当に、どうなのかなという気がする。

私は、そこらへんを、もっとほんまに、いろんな地区に行って、確かに、テレビには、よく出られているけど、テレビには、よく出られているけど、私らのところでは、あんまり見たことないなという話は、もういっぺんするけど、よくさせてもらっている。

それが、テレビに出るんは、いいんだけども、ほんまに、そういうふうな地区で困っている人、例えば、中上月の住宅でも、あれだけ浸かって、僕は、前回についても、その避難場所の確保を何とかいう部分させてもらった。久崎の住宅のところを、一緒に避難場所になんかならないかという話も、前回の一般質問の中でさせてもらったけども、避難場所という部分においても、本当に、ここは、どう危険なんだから、絶対要る。例えば、久崎の住宅だけじゃなくして、あの近辺においても、絶対、避難場所、私は、いると思う。それと併せて、住宅と、改修と絡めてやったらどうなんだというのを、私は、前回の一般質問でさせてもらったけども、住宅が無理であるにしても、早い段階でにおいてでも、私は、その避難場所の確保というのは、全町域的に考えなければ、避難している途中に災害に遭って、もし、大変なことになるということであれば、大変だから。はい。

議長（矢内作夫君） はい、時間、終わりました。

はい、以上で、山本幹雄君の発言は、終わりました。

これで、通告による一般質問は、終了いたしました。

これにて本日の日程は終了いたしたいというふうに思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議ないと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明 17 日、午前 9 時 30 分より再開をいたします。

本日は、これにて散会をいたします。どうもご苦労さんでした。

午後 0 3 時 5 0 分 散会